

第4次三春町行財政改革大綱 同 実施計画

【平成22年度～平成26年度】

福島県三春町

目 次

基本的な考え方

1	これまでの行財政改革の取組経過	1
2	大綱策定の趣旨	1
3	推進期間	2
4	実施計画	2
5	進行管理	3
6	評価結果の公表	3

推進項目

1	的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）	4
1)	町民サービスの向上	
2)	町民ニーズの把握・反映	
3)	協働によるまちづくり	
4)	情報の共有と情報公開	
5)	環境政策への取組	
6)	情報化の推進	
2	経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）	5
1)	自立性の高い財政運営と財政状態の積極的な公開	
2)	行政評価の推進	
3)	町税・使用料等の収納強化	
4)	新たな増収策の推進	
5)	財源の効果的な活用・受益と負担の適正化	
6)	民間委託等の積極的な活用	
7)	効率的な施設管理による経費削減	
3	人事管理の適正化と柔軟な組織体制の実現	7
1)	定員管理の適正化	
2)	人事評価制度の適正な運用	
3)	職員の意識改革と人材の育成	
4)	効率的な組織の確立	
	用語解説等	9

第4次三春町行財政改革大綱実施計画

1	実施計画体系図	11
2	個別シート記載例	13
(以下 個別シート P14～P84)		

基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組経過

三春町においては、平成10年度から平成15年度までの6年間において、第1次行財政改革の取組をスタートさせ、平成16年度から同18年度までの3年間には第2次行財政改革並びに財政構造改革プログラムに取り組みました。

また、行財政を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、第2次大綱との整合を図りつつ、平成21年度までの具体的な取組を明示した「三春町集中改革プラン（推進期間：平成17年度～21年度）」を平成18年3月に策定・公表し、取組を継続してきました。

さらに、平成20年3月には、第3次行財政改革大綱（推進期間：平成19年度～22年度）を策定し、具体的な推進項目を掲げ、その個別の項目については集中改革プラン等に基づき適宜管理してきたところです。

そのような中で、地域の環境整備、福祉、防災といった分野におけるボランティア活動など、町民が、まちづくりという公共の分野を、協働・町民参加という形で担ってきました。また、継続して取り組んでいる事務事業の見直しによる経費の削減、民間委託の積極的な導入、計画的な職員数の削減など、より効果的・効率的な行政運営にも積極的に取り組むことにより、一定の成果を挙げ、職員個々の自覚と意識改革も図られてきています。

2 大綱策定の趣旨

行財政改革は、財政再建の同義語として受け取られがちであり、「時代に即した行政需要に的確に対応し、町民サービスのより一層の向上を図るために、組織や行政運営のあり方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図っていくこと」という本来の意味ではなく、町民に受忍を強いるような改革ととらえられる傾向があります。

このようなことから、行財政改革は「必要な時期でないなら避けたい」など、町民および町職員ともあまりいい印象で受け取られていないかもしれません。

これは、先の「第2次三春町行財政改革大綱」が、策定当時には、行政が変わることをめざしていたにもかかわらず、三位一体の改革等により予想もできなかった大幅な交付税減となり、結果として財政再建を最優先せざるを得なかったことにも一因があります。

しかしながら、景気の低迷、少子高齢化・人口減少時代の進展や地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい時代にあって、引き続き町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、行政の効率化・スリム化と町民との協働のまちづくりを視点に取り組んできたこれまでの行財政改革をより一層進める必要があります。また、今後、大規模な災害や多様化する課題などに対応していくためには、行政だけでなく、町民や様々な団体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが重要になります。

一方で、今後さらに厳しい状況に遭遇しても自立した運営ができるだけの財政基盤

を確保しておくことが求められ、更なる財政構造の健全化を図り、行財政運営においては、たえまない改革を進めることにより、財源を生み出していく必要があります。

また、このような町民との協働の推進や自立した行財政運営の推進のためには、新たな課題にも積極的に取り組む職員、そして柔軟な組織づくりがこれまで以上に必要となります。

そして、町民が、将来も安心して快適な生活を送るためには、“安全安心なまち”、“自主自立のまち”、“継続発展するまち”の実現を目指して、町民とともに策定した長期計画を着実に推進し、町の将来像である“豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町”の実現を図らなければなりません。

本大綱は、第6次三春町長期計画の着実な推進を図るため、「三春町町民自治基本条例」の理念の下、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組む行財政改革の新たな指針として位置付けるものです。

3 推進期間

推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、第3次行財政改革大綱の推進プランとして管理していた「三春町集中改革プラン」が、平成21年度で終了したことから、タイムラグが生じていた現在の第3次行財政改革大綱を1年前倒しして終了することとします。平成22年度からは、集中改革プランの検証・評価結果の上に立ち、取り組んできた項目のうち継続して改革することが必要なものと、新規に取り組むべきものを盛り込んだ大綱とします。

三春町の行財政改革の取組

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第1次行革大綱						第2次行革大綱 財政構造改革プログラム			第3次行革大綱 (1年前倒し終了)			第4次行革大綱 同 実施計画				
事務事業評価システム導入(H10~)						集中改革プラン										

4 実施計画

(1) 実施計画の策定

本大綱の基本的な考え方を踏まえ、目的、期限(いつまで)と水準(どの程度まで)を明確にした目標(数値目標を含む)及び具体的な取組項目の内容(いつから検討に着手し、いつまでに検討を終了し、いつから実施に向けた準備を行い、いつまでに実施に向けた準備を完了し、いつから実施するかを記載)を明らかにした実施計画により進めることとします。

(2) 実施計画への随時追加

国においては、政権の交代等もあり、今後の地方公共団体のあり方を大きく変える可能性もあることから、実施計画については、改革の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて随時追加・修正していくこととします。

5 進行管理

実施計画は、継続的にチェックし改善していくために、計画（PLAN）- 実施（DO）- 評価（CHECK）- 改善（ACTION）というマネジメントサイクルにより進行を管理します。

評価は、まず、取組事項を所管する課において毎年自己評価を行い、ついで、次の内部評価及び外部評価を行います。なお、必要に応じて、議会等との協議を行うこととします。

1) 行財政改革職員委員会（内部評価）

全庁的に改革を推進していくための組織（課長等で構成される）として、毎年、行財政改革大綱及び実施計画の進行状況を点検・評価し、目標達成に向けての進行管理を行います。

2) 三春町振興対策審議会（外部評価）

町民・学識経験者の6人の委員で構成される三春町振興対策審議会は、定期的に行財政改革の進行状況等の報告を受け、町民の立場から意見を述べます。

6 評価結果の公表

評価結果は、議会に報告するとともに、その結果を積極的に町広報紙やホームページ等を通じて公表します。

推 進 項 目

1 的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）

厳しい財政状況の中であって、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、民間の経営感覚や発想、視点を積極的に取り入れ、スピード・過程・成果を重視した行政運営を推進します。

事務事業全般において、町民の目線から絶えず見直しを行い、町民ニーズを把握することにより、緊急度・優先度の高いものを選択し、町民の立場に立った行政サービスを提供します。

また、町民自治基本条例を核に、「協働によるまちづくり」を実践するためには、町民や町内会（自治会）、まちづくり協会、住民公益活動団体（以下「NPO法人等」という。）などが、自主的に行う公益的な活動を支援・促進するとともに、町政への参画がしやすい環境を整える必要があります。少子高齢化が進むなかで、行政の役割はますます多様化することから、公的サービスを担うことができる町民団体、企業、NPO法人等と協力・連携を進め、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

そのため、町が持つ多くの情報を積極的に提供し、町民との情報の共有化を図り、共通の理解のもと、より一層町民から信頼される行政の実現に努めます。

なお、行政の活動は、様々な面で地球環境にも大きな影響を与えていることから、環境負荷の低減にも配慮しながら行政サービスを提供します。

ICT（情報通信技術）の進歩により、自宅からの行政情報の取得、公共施設利用の申込みや申請などのサービスを受けることが可能となってきています。本町では、情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、計画的に行政事務の効率化を推進し、開かれた行政システムを確立します。

1) 町民サービスの向上

役場庁舎の窓口や施設など、各窓口業務のあり方（休日開庁を含む）を精査し、施設等の開館日、時間の延長・短縮などを検討し、町民の立場に立った見直しを行い、町民の利便性・満足度の向上を図ります。

2) 町民ニーズの把握・反映

出前懇談会、各地区まちづくり懇談会、町民アンケート等、様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民の意見や要望など町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業へ反映させます。

3) 協働によるまちづくり

町内では様々な分野でボランティア団体やNPO法人等による活動が展開されています。住民自治の進展に向け、これらの町民活動を推進するとともに、各種町民団体の育成と支援に努めます。

多様化するニーズや課題解決に取り組むため、町民団体やNPO法人等の町民組

織、専門的な知識・技術を有する大学や企業等との協働と連携を推進します。なお、引き続き、国際交流や他の自治体等との交流と連携を図りながらまちづくりを進めることとします。

また、各種計画策定時だけでなく、町民が町政運営に適切に参画できるように努めます。

4) 情報の共有と情報公開

協働と連携によるまちづくりを進めるためには、町民と行政との信頼関係を深めることが大切です。情報を積極的に提供し共有を図り、お互いに共通の認識にたつて合意形成を図りながら、まちづくりを進めます。

また、町民への説明責任を果たすため、「町政のわかりやすさ」を考慮した施策の実施に努めるとともに、広報紙、ホームページ等の広報機能を充実します。

5) 環境政策への取組

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を改訂し、町の事務事業の執行に際して発生する環境負荷の低減を図ります。こまめな消灯、冷暖房の適温管理などを職員一人ひとりが心がけ、共通消耗品費、光熱水費、燃料費など経常的な事務経費等の削減に努めます。

また、町全域となる地域推進計画を策定することにより、低公害車の導入や太陽光発電導入補助等の環境施策を検討します。

6) 情報化の推進

情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、費用対効果を把握したうえで、総合的に行政の情報化を推進します。なお、推進するにあたり、個人情報保護や情報セキュリティの強化に努めます。

2 経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）

国は、地方分権の理念の下、国庫補助金や負担金の廃止・縮減、国と地方の税源配分の見直し、地方交付税制度の改革からなる「三位一体の改革」を推進することにより、地方交付税の大幅な削減が図られ、小規模自治体の存続を危うくしてきました。地方自治体は、財源の構成が大きく変わる等、財政の転換期を迎えており、経営能力を向上させ自立することが求められています。併せて、景気の後退による税収の減少並びに少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少は、財政需要の増大と歳入の減少という、相反する状況をもたらしており、歳出の削減と、歳入の確保を図り、新たな行政需要にも十分に対応できるよう財政の健全化を図ることが、今後の自治体経営の大きな鍵となっています。

そのため、事務事業のより一層の効率化や見直しによる経費削減を図るとともに、負担の公平性の観点から町税等の収納の強化や地域経済の活性化と雇用の確保による税収増に取り組むなど、経営基盤の強化に努め、将来の財政負担を考慮した計画的な財政運営を図ります。

1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

予算の執行については、全職員自らがコスト意識を持ち、「最少の経費で最大の効果」を基本理念に、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう努めます。また、財政計画策定とそれに基づく財政運営を行い、財政の健全化を図ります。

町の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するとともに、新公会計制度の導入により、バランスシート（貸借対照表）、行政コスト計算書等の財務書類を作成し、効果的でわかりやすい手法を用いてその情報を積極的に公開します。

また、水道事業、下水道事業等の公営企業については、独立採算性の原則の下に、経営基盤の安定と地域住民へのサービス確保のため、経営の現状及び将来の見通しについて再点検を行い、少子高齢社会に対応した公営企業等のあり方を検証し、時代に即した運営・管理を推進します。

なお、町内に二つある第三セクターにあっては、平成21年度に策定した三春町第三セクター改革プランの進捗状況を管理し、適正な経営が図られているか点検を行います。

2) 行政評価の推進

平成10年度より、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みとして取り組んでいる事務事業評価については、重点事業・施策評価を含めた行政評価として引き続き推進します。さらに費用対効果を測り、より効果的・効率的な事務の執行に取り組めます。

また、限られた財源の中では、地区から要望のあるすべての事業を行うことはできないことから、事業の優先順位を明確にし、取り組むこととします。

3) 町税・使用料等の収納強化

町税等の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、納めやすい環境の整備と納付意識の高揚に努めるとともに、滞納処分・臨戸訪問の徹底など滞納者対策の強化を図るなど、その収納率向上に取り組めます。

4) 新たな増収策の推進

企業誘致を推進するとともに、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

また、未利用財産については、売却・賃貸借等を促進します。

さらに、町封筒への広告等、有料広告の導入拡大を検討します。

5) 財源の効果的な活用・受益と負担の適正化

補助金等の見直しにあたっては、行政の経費負担のあり方、費用対効果等を勘案し、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止・縮小・終期（期限）の設定等の整理・合理化を図ります。

公共工事等の効率化、スリム化及び簡素化に取り組むために事業効果を総合的に評価し、実際の執行に際しては、適切な設計単価の設定や施工方法の工夫等により、コスト縮減に取り組みます。

また、公共工事に係る入札・契約事務について、手続きの透明性の確保や事業の内容や規模等に応じた多様な契約方法を検討実施することにより、公共工事の適正化をより一層推進します。

施設利用やサービス提供における利用者負担については、公平性確保の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

6) 民間委託等の積極的な活用

公共施設の管理運営業務はもちろん、事務事業についても、費用対効果等の視点から、民間委託や指定管理者制度の導入などにより、多様な民間活力を積極的に活用し、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの縮減を図ります。

また、町立の幼稚園と保育所について、町としての幼児教育施設運営の基本的な考え方について整理します。

7) 効率的な施設管理による経費削減

町民生活の利便性の向上を最優先にしながら、公共施設の管理及び維持補修などのトータルコストを将来的に分析し、修繕計画を策定するとともに、施設の統廃合等の検討も含め、より効果的・効率的な施設の保全及び維持管理に取り組みます。

3 人事管理の適正化と柔軟な組織体制の実現

これまでの行財政改革においては、各事務事業の見直しや、職員数の削減を実施してきました。特に、職員数については、組織の効率化を行うとともに、民間委託等を推進し、平成10年度の211人から、平成22年度当初では163人と約50人を削減しています。

定員管理にあたっては、行政サービスの質を確保しつつ、業務を直営で行うべきかどうか、公務員でなくても行える業務かどうかを十分に検討し、民間活力の導入を図る場合のタイミングを的確に判断する必要があります。

地方分権（地域主権）の推進により、職員には、今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められています。そのためには、資質の高い人材を確保するとともに、職員の意識を高めるための研修や職務実績を評価する仕組みが大切となります。

1) 定員管理の適正化

限られた職員数で効率的に業務を実施するためには、職員が高い意識のもとに、全力で職務に従事する人事管理体制が求められています。

定員適正化に当たっては、平成22年度で計画が終了する定員適正化計画を引き続き策定し、基本的な考え方として、「適切な人員配置による人的資源の有効活用」の視点のもと、真に必要な部署には必要な人員を確保しながら、「最少の人数で最

大の効果を上げる体制づくり」を目指すこととします。

また、各所属において、業務の見直しや事務事業の整理・合理化、事務処理の改善等を行い、時間外勤務等の時間数を最小限にとどめ、職員間・グループ間の業務量の平準化を図るよう努めます。

2) 人事評価制度の適正な運用

職員の士気を高め、組織を活性化させ、業務効率を高めるためには、個々の職員が、持てる能力を最大限に発揮させることが重要であることから、平成19年度から人事評価を反映した給与制度を導入しています。職務実績を公平かつ適正に評価し、職員の意識を喚起させる仕組みをさらに充実します。

3) 職員の意識改革と人材の育成

町民の期待に応えられる職員の能力開発と資質向上を目指し、平成18年に策定された「三春町人材育成基本方針」は、平成22年度で計画が終了することから改訂します。

今後も、「自己決定、自己責任の行政運営」が求められ、質の高い行政サービスを提供し、説明責任を果たす必要があります。そのためには、職員自らが事務事業の目的を十分理解すると同時に、分かりやすく合理的な説明を行う能力を身につけることが重要です。職員の配置管理や職場内の情報共有化を徹底し、職員の多面的な能力を養い、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも対応できる知識・技術を備える(多面的・機動的能力の向上)とともに、高い目的意識を持ち、意欲的に課題解決に取り組む職員を育成するため、意欲や政策形成能力を高める研修(政策形成能力の向上)を充実します。

また、職員が職務を遂行するうえで必要となる政策等の周知徹底と職員相互の自己啓発の観点から、庁内ネットワークのグループウェアを活用して職員間の情報の共有化に努めるとともに、職員は、公共の仕事に携わっていることを強く自覚し、常に危機管理意識を持って職務に取り組みます。

4) 効率的な組織の確立

町民の目線に立ち、町民にわかりやすい組織づくりを行うとともに、大きく変化する社会情勢や複雑化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、従前の考え方にとらわれることなく、プロジェクトチームの活用など、柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

また、従来から、業務の繁忙期においては、当該業務に従事した経験がある職員を一時的に活用する、いわゆる「課やグループを超えた応援体制」を実施し、職員の効率的な活用を図ってきましたが、今後も更なる応援体制の推進を図ることとします。

なお、現行の職員提案制度を充実させ、職員の行政意識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努め、事務の効率化を図ります。

【用語解説等】

これまでの行財政改革の取組経過（概略）

1. 第3次行革大綱(H19～H21)・集中改革プランにおける取組及び効果額

取組体系	事務事業名、改革項目	主な取組項目	効果額(千円)	
			経費削減額	増収額
事務事業の再編・整理、廃止・統合	事務事業の見直し	福祉住宅改造事業費補助金の廃止、広報への広告掲載など	5,331	2,450
	清掃センター業務委託	廃プラスチック資源化作業の受託		65,306
	町有農地の有効活用	農地の貸付、草刈委託費の削減	14,760	718
	地区交流館運営	分館長賃金削減	137	
	(計)		(20,228)	(68,474)
民間委託等の推進	学校給食	共同調理場の民間委託	43,525	
定員管理の適正化	定員管理の適正化	職員14名減	109,909	
手当の総点検等	時間外勤務手当の縮減	対18年度比較による削減額	12	
三セクの見直し	公的関与のあり方	町交付金額の削減	3,575	
経費削減等の財源効果	町税の収納率向上	債権差押による収納		23,732
	公営住宅使用料収納率向上	滞納繰越額の減	2,550	5,510
	その他の使用料収納率向上	個別訪問による収納		2,200
	町有財産の有効活用・処分の推進	土地建物33件の処分		48,723
	補助金の見直し	納貯連補助金削減等	1,950	
	行政関与のあり方	納貯連運営費削減等	1,300	
	(計)		(5,800)	(80,165)
集中改革プランにおける効果額(H19～H21実績)			183,049	148,639

2. 第2次行革大綱(H16～H18)・財政構造改革プログラムにおける取組及び効果額

単位：千円

	項目	削減額	主な取組内容
人件費	給与(職員給与)	79,213	
	手当	141,437	寒冷地手当、管理職手当、時間外手当等
	共済費	74,821	退職手当組合負担金、共済費
	報酬	439	審議会統合、調査員廃止等
	(計)	(295,910)	
物件費	交際費	3,384	町長交際費、議長交際費
	賃金	12,098	学校調理員、体育館嘱託、幼稚園臨時保育士等
	旅費	4,227	議会議員費用弁償廃止
	需用費	16,430	コピー(入札による単価低減)、会議録調整廃止、光熱水費等
	使用料・借上料	10,354	パソコン賃貸終了買取、行財政情報サービス中止等
	委託料	143,987	ごみ収集、福祉会館管理、敬老園給食、機械警備、ごみ施設管理等
	(計)	(190,480)	
補助費等	報償費	17,741	町税前納報償金廃止、納貯組合報償削減、敬老祝金削減等
	補助金・交付金	34,083	福祉住宅改造、中心市街地活性化等補助金、親和会交付金等
	負担金	2,053	ニューコメ、ビッグフェア、たむらぶれあい
	(計)	(53,877)	
公債費	繰上償還に伴う利子軽減	39,133	H16(22,548千円)、H17(8,795千円)、H18(7,790千円)
	借換えによる利子軽減	2,954	県市町村振興基金分(2,005千円)、縁故債分(949千円)
	(計)	(42,087)	
プログラム全体の効果額		582,354	

プログラム実施により削減した5億8,235万円のうち、約3億940万円と減債基金の1億3,000万円を合わせ、約4億3,940万円を繰上返済に充てました。なお、繰上返済に伴い、約3,913万円の利子を軽減することができました。(削減額は、財政構造改革プログラムにおける額。)

3. 第1次行革大綱における主な取組(H10～H15)

情報公開条例・個人情報保護条例制定、事務事業評価制度の導入、振興対策審議会による政策協議、ファイリングシステム導入、技術提案評価方式による発注、総合窓口設置、窓口業務の時間延長、特殊勤務手当廃止、庁内LANシステム整備(H10)、生活道路整備助成制度創設(H11)、55歳昇給停止、公共下水道等企業会計適用(H12)、課・係制を廃止し部門・担当制導入、例規集デジタル化(H13)、住民公益活動促進条例制定、宿直業務の民間委託、職員用駐車場の有料化・出張日当廃止(H14)など

集中改革プラン・・・平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月に、国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が示されました。この指針では、行政改革大綱の策定又は見直しと、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果の各項目にわたり、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、それを公表することとしています。三春町では平成18年3月に策定・公表し、その取組結果は、「三春町集中改革プラン評価検証報告書」として平成22年4月に議会に報告し、5月に公表しました。

地方自治を取り巻く環境（最近の法整備等）・・・

- ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月総務省通知）「行政改革推進法」「公共サービス改革法」等をふまえ、地方公共団体が次のような一層の行政改革を推進するよう通知したものです。
- ・地方分権改革推進法（平成18年12月公布・平成19年4月施行）
地方公共団体の自主・自立を促進することや、地方の行財政改革を推進することなどの基本的な理念・方針を示しています。
基本理念 国と地方公共団体の分担すべき役割を明確化、地方公共団体の自主性・自立性の向上 自らの判断と責任において行政を運営することを促進、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る
- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月公布・平成21年4月施行）
地方公共団体の財政の健全化について、一般会計を中心とした普通会計から公営企業会計や一部事務組合、出資法人等の状況にまで広げた判断指標を設定し、「早期健全化」「再生」の二段階に分けて財政を健全化するしくみを規定しています。地方公共団体は、次の健全化判断比率を毎年度、監査委員の審査と議会の報告を経て公表しなければならないこととする。 実質赤字比率、連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）、実質公債費比率、将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

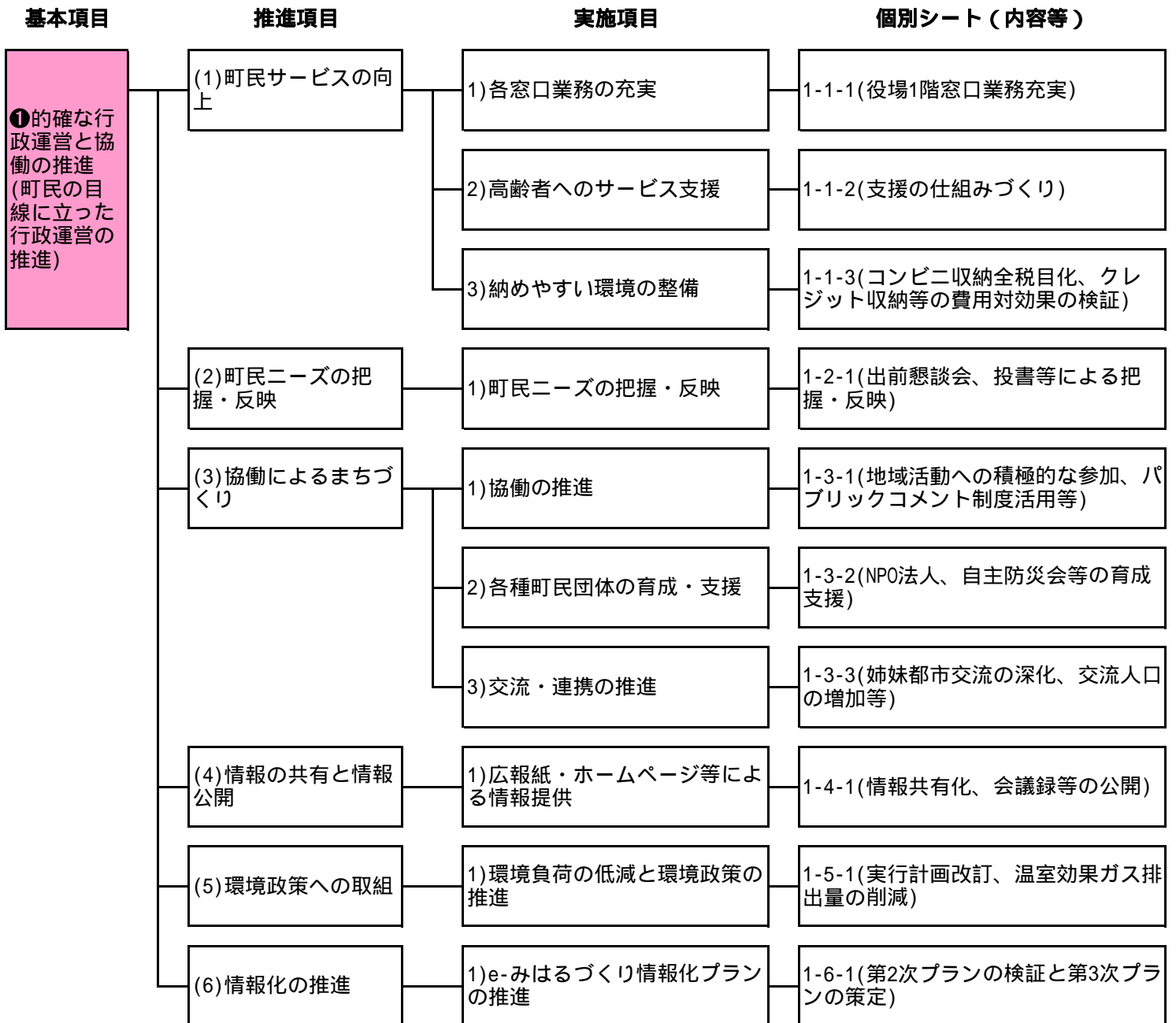
長期計画・・・地方公共団体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、個別計画の上位に位置する「最上位の計画」です。あらゆる分野に関する目標や施策に言及した「総合的な計画」であり、さらに国・県が地域の計画として尊重し、行政のみならず地域の住民や企業・団体などの役割にも言及した「総合的な計画」です。三春町の長期計画は、平成18年に策定され、平成27年度(2015年度)を目標年度としています。

住民公益活動団体・・・三春町住民公益活動促進条例（平成13年12月26日条例第49号）第3条第2項に規定される団体をいう。{ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（NPO法人）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第2項に定める認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）、前2号に該当しない団体であって、前項に定める住民公益活動を行う団体 }

指定管理者制度・・・これまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業、財団法人、NPO法人及び市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度である。なお「公の施設」にはいわゆるハコモノの施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされている。

第4次三春町行財政改革大綱実施計画

1 実施計画体系図



基本項目

推進項目

実施項目

個別シート（内容等）

②経営基盤の強化
(財政の健全化と自主財源の確保)

(1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

1) 財政計画の作成

2-1-1(中期財政計画の策定・推進)

2) 新公会計制度への対応

2-1-2(新公会計制度への対応、財務情報の公表)

3) 基金の有効活用

2-1-3(基金の統合・廃止・見直しなどによる有効活用)

4) 公営企業等の経営健全化

2-1-4(上下水道加入促進、分譲地販売促進、公営企業等の経営健全化等)

5) 関連団体の経営健全化

2-1-5(シルバー人材センター、社協、土地改良区等の経営健全化)

(2) 行政評価の推進

1) 行政評価の推進

2-2-1(行政評価の推進、評価結果の適切な管理)

(3) 町税・使用料等の収納強化

1) 収納対策強化等による収納率の向上

2-3-1(町税、町営住宅使用料、保育料及び上下水道料等の収納率の向上)

(4) 新たな増収策の推進

1) 企業誘致の促進

2-4-1(企業誘致の促進)

2) 未利用財産等の売却・賃貸借促進

2-4-2(未利用財産の売却・賃貸借促進、町有農地の有効活用)

3) 広告掲載事業の拡大

2-4-3(広報紙、封筒、公用車、町営バス等への広告掲載)

(5) 財源の効果的な活用・受益と負担の適正化

1) 補助金等の整理・合理化

2-5-1(各種補助金等の整理・合理化)

2) 公共工事コストの削減・契約方法の適正化

2-5-2(制限付一般競争入札、電子入札等の検討)

3) 各経費の節減と合理化

2-5-3(負担金等各種経費の合理化)

4) 受益と負担の適正化

2-5-4(受益者負担の適正化)

(6) 民間委託等の積極的な活用

1) 民間委託、指定管理者制度導入の促進

2-6-1(児童生活センター、学校給食、歴民、図書館、特用林産展示施設等)

2) 保育所・幼稚園のあり方

2-6-2(民間委託等を含めた考え方の整理)

(7) 効率的な施設管理による経費削減

1) 公共施設管理計画による適正な運用

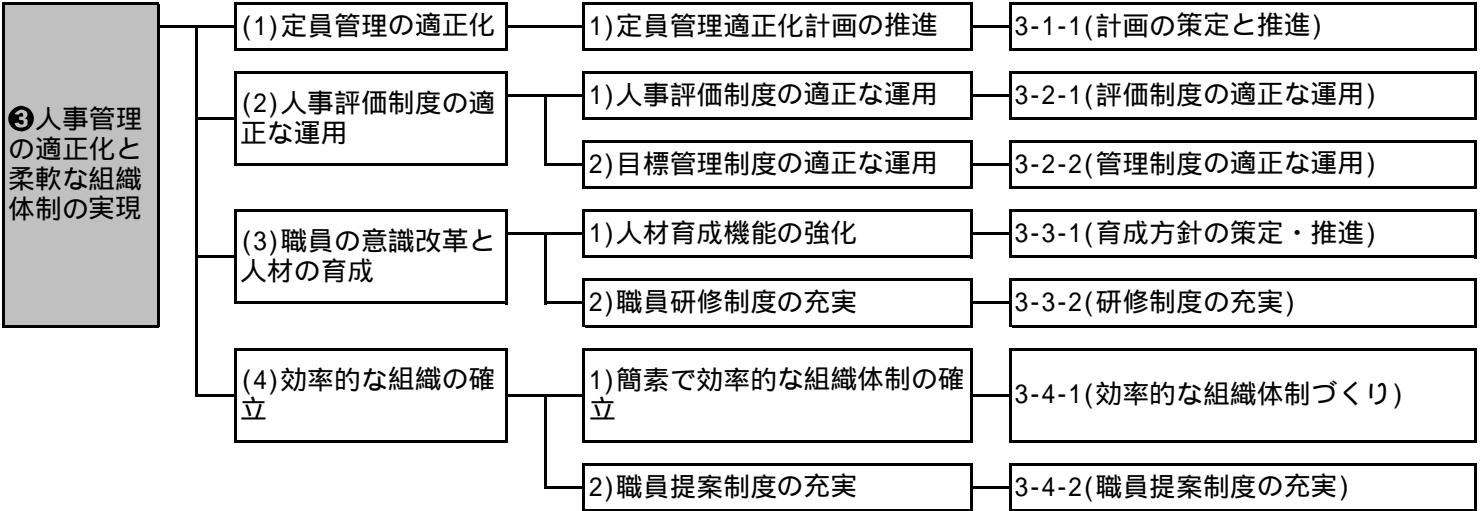
2-7-1(公共施設長期修繕計画、耐震化、中学校跡地利用等)

基本項目

推進項目

実施項目

個別シート（内容等）



2 個別シート記載例

基本項目番号-推進項目番号-実施項目番号を記載

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書


作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-3-1	実施項目	(実施項目名)			担当課	課
現状・課題	であり、 という課題を抱えている。						
実施計画	(上の欄で記載した課題について、どのように解決するかを記載します。)						
効果	(解決することによって、どのような効果があるかが記載します。)						
成果指標	(5年後の最終目標を記載します。)						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	原則、数値目標を記載しますが、数値で表せない場合には、期限(いつまで)と水準(どの程度まで)を明確にした目標を記載する。						
年度	H22	H23	H24	H25	H26		
スケジュール	具体的な取組項目の内容(いつから検討に着手し、いつまでに検討を終了し、いつから実施に向けた準備を行い、いつまでに実施に向けた準備を完了し、いつから実施するかを記載)を明らかにすること。						
検証・評価の状況	年度末・年度中間に記載します。						
達成状況	各年度の達成(取組)状況を記載します。						
効果	効果及び効果額を記載します。						
評価	(自己評価) 担当課による自己評価(中間・年度末)を記載します。						
	(行財政改革職員委員会・三春町振興対策審議会評価) 委員会(内部評価)及び審議会(外部評価)で評価した結果を記載します。						

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-1-1	実施項目	各窓口業務の充実（役場1階窓口）				担当課	住民課
現状・課題	<p>（現状）住民の多様な要求等に対する対応が求められ、総合窓口としての集約化により、取り扱う業務は多岐にわたっている。コスト縮減を視野に入れつつ、さらなる町民サービスの向上を目指すため、「市町村窓口業務の民間委託が可能な範囲」をもとに利用者のニーズに合った窓口業務のあり方を検討していく。</p> <p>（課題）住基法・入管法の一部改正に伴い新たな在留管理制度が導入され、3年以内に施行される。それに伴い、外国人登録制度が廃止され外国人についても住民基本台帳法が適用される。（詳細未定）それにより、住基システムの改編が伴い、住民票、住基カード等の取扱いも変わってくるので、関連する事項について検討しながら進めていく必要がある。</p>							
実施計画	<p>外部委託、人材派遣、臨時職員の雇用検討（継続） 住民票、印鑑証明書等のコンビニ等での証明書発行検討（継続） 住基カードの多目的利用の検討 生活相談窓口の充実を図る。 時間外窓口業務の充実を図る。（税務課との調整）</p>							
効果	サービスの質の向上を図ることにより、利用者のニーズに合った極め細やかなサービスが提供できる。							
成果指標	窓口としてワンストップ・サービスを充実させ、親切・迅速・正確な業務の執行を図り、質のより良いサービスを提供する。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	外部委託や人材派遣より臨時職員による対応が合理的であり、自動交付機導入については先進地視察により効果は見られない。	・窓口のあり方について引き続き検討 ・窓口取扱業務の検討	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 法改正、社会情勢の動向を見据え、県内及び近隣市町の動きを見ながら、よりよいサービスが提供できるように窓口業務の充実を図っていく。 </div>					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口のあり方について引き続き検討 ・職員が行うべき事務と委託が可能な事務の明確化 ・住基カード無料化最終年度検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町の取組状況調査 ・法制度改正に伴う窓口業務の見直し（外国人を含めた住基システム） ・窓口取扱業務内容検討 ・住基カードの多目的利用検討 ・コンビニ等での証明書発行検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民実態調査実施 ・住基カード取扱い変更 ・外国人の住基法適用・住基ネット対応（仮住民票作成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新住基システム稼働 	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-1-1	実施項目	各窓口業務の充実（役場1階窓口）				担当課	税務課
現状・課題	<p>税務課の窓口業務は、各種証明書の申請受付・交付、町税等の収納業務、納税相談等各種相談等がある。特に と については、住民が直接来庁しなくても、いつでもどこでもサービスが受けられるような環境を整備することが求められている。</p> <p>利便性の向上を図るために休日（日曜）窓口および延長窓口を開設しているが、休日窓口および延長窓口で発行する証明書は全体の4%程度であるなど、利用が少ないため、休日窓口および延長窓口のあり方について検討が必要である。</p> <p>また、職員二人体制で休日窓口を実施しているが、それに伴う職員の1年間の振替休日の日数は延べ50日以上となるため、平日開庁日の人員不足が深刻である</p>							
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の各種証明書の電子申請及び自動交付機等の導入についての検討 ・日曜窓口および水曜日の延長窓口のあり方についての検討 							
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでもどこでも、一定の住民サービスを受けられる環境を整備することで、住民の利便性が向上する。 ・証明書発行業務が減少することにより、職員は他の業務に注力できる。 							
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の各種証明書の電子申請および自動交付機での証明書交付の実施 							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
			<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書の電子申請および自動交付機での交付の検討（費用・効果等） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 検討結果と状況を勘案して対応を決定、実施 </div>				

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書の電子申請および自動交付機の導入について検討（費用・効果等）、状況を勘案して対応を決定、実施 ・休日・延長窓口について、利用状況等を勘案して今後のあり方を検討、上記とあわせて対応を決定、実施 </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-1-2	実施項目	高齢者へのサービス支援				担当課	保健福祉課
現状・課題	平成21年10月1日現在の高齢者世帯は、一人暮らしの高齢者が354世帯、高齢者夫婦世帯が438世帯、計792世帯（高齢者実態調査より、5,724世帯の13.84%が高齢世帯。）である。人口減少・少子化が進行するなか、町内においては、今後ますます高齢世帯は増加する。老齢化による機能低下を補うため生活のあらゆる場面で何らかの「支援」が必要となっており、この支援を行うための仕組み作りが急がれている。							
実施計画	このような状況下において、介護保険サービスなどの福祉サービス以外の分野において、地区においてどのような高齢者サービス等ができるのか、そのシステム等を検討し事業化に結びつける。 想定される事業：「既存資産の活用」をキーワードに 光回線利用＝証明書発行サービス、ネット注文代行サービスほか 町営バス・通学バス・社協送迎車の共同運行による頻繁な運行ダイヤ（フリークエントサービス）を実現し、高齢者に留まらない地域の足確保。先行試験的事業の高度化・基盤強化（社協 おたがいさま、ふれあいごみ収集、ハチ駆除など）							
効果	現在、行政サービスに対する満足度調査は実施されていないが、同様の調査をすることにより客観的な検証を行い数値化したうえで効果を判断する。							
成果指標	サービス向上 例1) ふれあいごみ収集～地域内のゴミ収集を地域法人等に委託し戸別収集することでサービス向上。ふれあいごみ収集分は既存のゴミ収集委託料を減額することで、全体枠は同程度とする。 例2) 町営バス・通学バス・社協送迎ワゴン車を一括共同運行することで、運行管理業務が発生するが、運転要員の共通化や車両費の抑制が可能。全体で同程度の予算とし運行回数的大幅な増加で利便性を提供する。 支援サービスの事業化で一定の収入確保と自立支援サービスの受皿整備 「おたがいさま」を支援サービス実施法人化し、収入基盤を強化するとともにスタッフのラインナップを充実させ、町民が要望する多様な高齢者支援サービスに答えられる体制を整備する。併せて町が実施している自立のホープヘルプサービスは廃止する。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		仕組検討		運用				


年度	H22	H23	H24	H25	H26	
スケジュール	仕組検討		運用			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成22年9月30日

分類	1-1-3	実施項目	納めやすい環境の整備				担当課	税務課
現状・課題	町税等普通徴収納付方法は、納付書、口座振替による納付がある。軽自動車税のみコンビニでの収納を行っている。「納めやすい環境」を整備するうえで、軽自動車税のコンビニ収納を継続して行うのか、またコンビニ収納ができる税目を増やすのか、新たな納付方法（クレジット収納、ペイジー収納）を導入するなどの納付機会の拡大が課題となっている。							
実施計画	コンビニ収納の全税目化、新たな納付方法としてのクレジット収納、ペイジー収納の費用対効果を検証するとともに、住民サービス向上の観点から総合的に判断をする。							
効果	コンビニ収納、クレジット収納を行うことにより、納税箇所及び機会が増えるとともに、納付時間に制限がなくなる。クレジット収納は、現金が手元になくても納付が可能となる。支払い方法が選択できる。預入金融機関に関係なく納付できる。住民の利便性向上が図れるだけでなく、納期内納付率の向上が期待でき督促・催告等の徴収コストの削減が見込まれる。							
成果指標	検討結果によりコンビニ収納の全税目化、新たな収納方法（クレジット収納、ペイジー収納）の利用率の向上 督促件数の削減							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	督促件数の削減 							

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・導入自治体の実績検証 ・費用対効果の検証 ・新たな納付方法の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果により実施開始 		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22年 9月 30日

分類	1-2-1	実施項目	町民のニーズの把握・反映（町民からの投書など）				担当課	総務課
現状・課題	<p>【現状】 町民からの町への投書的手段を特に設けておらず、一般の方法（手紙、窓口での意見、町ホームページからの問い合わせ・意見のメール）やまちづくり懇談会を通してのみとなっている。</p> <p>【課題】 より町政に町民の意見を取り入れるための方法を検討していく必要がある。</p>							
実施計画	<p>投書による意見や要望の把握 町への問い合わせや投書がしやすくなるよう、地区分館に項目に投書用紙（雛形）及び封筒を備え付け、窓口での提出や郵送での受付体制を構築するものとする。</p> <p>意見や要望などのまちづくり懇談会への反映 町民からの意見や要望、アンケートなどの実施方法を見直し、各地区で実施しているまちづくり懇談会に、より町民からの意見や要望が反映させられるような方法を検討する。</p>							
効果	<p>投書による意見や要望の把握 地区分館に町への問い合わせ先や投書の仕方を掲示し、投書用紙の雛形を備え付けることで、町への意見や要望の仕方を町民に周知することができる。また、投書用紙と封筒を準備し、受付体制を構築することで、要望の種別や内容などの集約を効果的に行うことができる。</p> <p>意見や要望などのまちづくり懇談会への反映 町民からの意見や要望、アンケートなどの実施方法を見直すことで、まちづくり懇談会に意見・要望等をより反映することができるようになる。</p>							
成果指標								
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	-							

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	投書方法のあり方検討	投書受付	—————▶		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-2-1	実施項目	町民ニーズの把握・反映（出前懇談会）				担当課	総務課
現状・課題	申込団体が限られてきている。懇談会に参加する人数も少なく、団体の役員などの参加はあるが、一般町民の参加者は少ない。懇談会テーマを見直しを図ったが、申込は増加していない。							
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に開催できるよう、まちづくり協会や区長会等での周知を図る。 ・懇談会テーマにこだわらず、町民の興味のあるテーマでの懇談会を開催する。 ・町民にお知らせしたい案件については、町から積極的に懇談会を開催するよう働きかける。 							
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・町民からの自発的な要請による懇談会を開催することで、情報の共有と町民の目線に立った効果的な行財政運営が図られ、町民との協働が確立できる。 ・職員のスキルアップ、意識の向上にもつながる。 							
成果指標	・出前懇談会開催回数							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	14件 (うち三春まちづくり協会10件)	20件 (三春まちづくり協会定期懇談会10件、他団体10件)	25件 (三春まちづくり協会定期懇談会12件、他団体13件)				▶	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・開催についての周知 ・町民ニーズの把握 				▶

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-2-1	実施項目	町民ニーズの把握・反映				担当課	関係課
現状・課題	町に対する意見、要望等の受付については、直接来庁、電話、手紙、メール、まちづくり懇談会、出前懇談会など様々な方法がある。 しかしながら、その回答については、一人の方、または会議出席者にしか、わからない状況にある。							
実施計画	各種懇談会・説明会、アンケート等、様々な機会や方法により、町民ニーズ（意見・要望等）を把握し、施策・事務事業へ展開する。なお、回答はホームページ上で公開する（「問い合わせ・ご意見」のページに回答も掲載する）。 また、今後、三役等が様々な団体等へ「町政の説明会（町長講話など）」を行った際に出された意見・要望等については、同行する秘書担当が記録し、担当課へ報告することにより、課題解決や施策展開を図るなど、多様な広聴の仕組みを検討する。							
効果	町民の意見を町政へ反映。職員の問題解決能力を向上、意識改革。							
成果指標								
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		仕組検討	運用					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	仕組検討	運用			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-1	実施項目	協働の推進（公募委員枠の拡大）				担当課	関係課
現状・課題		法律、条例等に基づく町の附属機関（地方自治法 202 条の 3）には、21 の審議会等（H22.10.1 現在）がある。 また、これら以外にも要綱等に基づく委員会等が設置されている。 協働によるまちづくりを推進するためには、可能な範囲で公募委員枠を設け、町民の意向を行政に反映させることも必要である。						
実施計画		委員公募が可能な審議会等の所管課に対し、公募委員枠の確保を周知、徹底することにより、任期満了後の公募委員採用を働きかける。（ただし、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に対して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関は除くこととする。） また、各課において、新たにその他の委員会等を設置する場合には、公募枠を設ける。 選考にあたっては、選考委員会を設置し、年齢、社会的活動の経験、提出された意見等を総合的に考慮することから、その基準となるものを定めて実施する。また、公募にあたっては、町広報紙、ホームページなどを通じて、可能な限り町民に周知し募集する。						
効果		町政の意思形成過程へ町民の意向を反映させ、町民の知恵をまちづくりに活かすことができる。						
成果指標		公募委員の採用が可能な審議会等の数のうち、実際に採用した数						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	審議会等数：21 （内、公募可能な審議会数：14、公募委員が採用されている審議会数：0）	公募委員の採用が可能な審議会等のうち、実際に採用している審議会等					目標20%（2つの審議会）	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	所管課への 通知	所管課等における公募等、準備、実施。			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-1	実施項目	協働の推進（パブリックコメント制度の活用）				担当課	関係課
現状・課題	<p>三春町には、各地区に「まちづくり協会」が設置されており、町の計画・施策等を策定する場合、当該協会への説明、意見聴取を行い、総意を反映させることにより、開かれた町政を推進してきたところである。しかしながら、そういった懇談会や説明会等に出席できなかった場合には、意見を述べる機会が限られてくる現状にある。</p>							
実施計画	<p>公正透明な行政を推進するため、様々な計画等策定の際に、町民の意見を反映させる仕組みとして、町民意見公募手続き（パブリックコメント）制度を積極的に活用する。なお、要綱等を制定のうえ運用する。</p>							
効果	<p>政策形成過程における町民の町政への参画の機会が確保でき、町民に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上が図れる。</p>							
成果指標	<p>実施率。なお、対象とするのは、町の基本構想及び各行政分野における施策の基本的な方針または計画、町民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定・改廃 などとする。</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
		要綱制定	対象となる政策等の実施率 1 0 0 %					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	要綱制定 ホームページ上の入力 フォーム確	要綱等の運用			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-1	実施項目	協働の推進（地域活動への積極的な参加）				担当課	総務課
現状・課題	<p>現在、消防団活動、スポーツ少年団活動や地域の役員などを通して、職員が個々に地域行事・活動等に参加している。</p> <p>また、職員親和会が実施している役場周辺の奉仕作業を通してボランティア意識の高揚を図り、秋まつりなどの各種イベント等実施時には、町民との協力と交流を図るため積極的に参加を促しているが、組織的な活動の広がりとしては、まだ弱いのが現状である。</p>							
実施計画	<p>町民の意見やニーズを的確に把握するために、地域に出向き、町民との交流や協力を図り、協働のまちづくりを推進する。</p> <p>地域活動における職員「一人一役」を目標として積極的な参加を促すとともに、組織として地域活動に参加する方策がないか検討を進める。</p>							
効果	町民との信頼関係を築くことができ、協働のまちづくりが推進できる。 職員のボランティア意識の向上や自己啓発につながる。							
成果指標	<p>地域活動参加職員数（割合）</p> <p>組織としての各種イベント、地域活動等協力回数（年間）</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	-	職員の 6 割 3 回	職員の 7 割 4 回	職員の 8 割 5 回	職員の 8 割 5 回	職員の 9 割 5 回		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への地域行事等実施の情報提供 ・職員の地域行事等参加状況の把握 ・組織としての地域活動等参加の検討 	—————			—————>

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-1	実施項目	協働の推進（スクールバスの活用）				担当課	住民課
現状・課題	<p>現在、町有バス2台により3コース（北回り・南回り・齋藤）を乗合運行している。 平成21年度に行った利用実態調査結果から、地区（南回りコースと北回りコース）により利用者の年代及び利用目的に若干の違いがあることが分かった。</p> <p style="margin-left: 20px;">南回り：60歳以上の利用者割合は約51% 最も多い利用目的は「通勤・通学」の約32%（通院は約22%）</p> <p style="margin-left: 20px;">北回り：60歳以上の利用者割合は約70% 最も多い利用目的は「通院」の約45%（通勤・通学は約24%）</p> <p>統合中学校開校に伴い導入されるスクールバスの空き時間の有効活用を図ることとし、その利用計画については、地域の利用実態（要望）を把握し策定する。</p>							
実施計画	各地区の利用実態（要望）にあったスクールバス利用計画（公共交通計画）を地元まちづくり協会と協議のうえ策定する。							
効果	地域の実情にあった（利便性の良い）公共交通計画とする。							
成果指標	地域の実情にあった（利便性の良い）公共交通網の形成							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	まちづくり協会との協議	まちづくり協会との協議 素案策定	実施計画策定	実施	→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-2	実施項目	各種町民団体の育成・支援（NPO法人等）				担当課	総務課
現状・課題	<p>現在、県の認証を受けた町内のNPO法人は5団体。町の財政支援を受けるために登録した団体は2団体。うち1団体は、法人化していない。新たに団体を立ち上げる際に支援を望む意見がある。また、町の財政支援について、自助・自立が認められる団体に対する対応策を検討する必要がある。</p> <p>社会福祉協議会へ委託している住民公益活動促進事業委託について、内容を再検討する必要がある。</p>							
実施計画	<p>新たに活動を立ち上げたい団体に対する相談及び情報提供に努め、活動内容に応じた所管課及び県との情報共有と協力体制の徹底を図る。</p> <p>町の財政支援に対する周知を積極的に行い、それぞれの活動に対する支援を行なうとともに、自立した活動が図れるような支援策を検討する。</p>							
効果	<p>各団体の自主的・積極的な活動の展開により、町との協働による地域づくりが活発化される。</p> <p>三春町住民公益活動センター（NPOセンター）の活性化が図られる。</p>							
成果指標	<p>NPO法人認証団体数（県認証）、住民公益活動団体登録件数、ボランティア団体登録数の増加</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人県認証団体数：5団体 ・住民公益活動団体登録件数：2団体 ・ボランティア団体登録数：53団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人県認証団体数：5団体 ・住民公益活動団体登録件数：2団体 ・ボランティア団体登録数：55団体 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人県認証団体数：6団体 ・住民公益活動団体登録件数：2団体 ・ボランティア団体登録数：60団体 	→	→		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制等の整備 				→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-2	実施項目	各種町民団体の育成・支援（自主防災会）				担当課	総務課
現状・課題	<p>町内34地区の自主防災会では、地区によって活動内容に開きがあり、それぞれ抱えている問題も多い。自主防災活動の重要性を認識しているものの、どのような活動をどのように行なっていくことが地域の安全安心に繋がるか、それぞれの地区でも課題となっているが、活動しやすい体制づくりや、組織づくりを検討し、積極的に活動していこうとする動きもでてきている。</p> <p>また、民生委員との要援護者に対する情報の共有化を望むものの、個人情報等の問題で係われない部分が出てきており、関係団体等との協議が必要となっている。</p>							
実施計画	<p>自主防災会連合会で、それぞれの自主防災会が抱えている問題等を協議しながら、活動しやすい方策を検討する。連合会会議等での話し合いや、活動事例等を参考としながら、地域にあった自主防災会活動ができるよう情報提供や財政支援等のあり方を検討する。</p> <p>要援護者に対する情報の共有については、民生委員協議会や自主防災会連合会との意見交換を行い、支援のあり方について協議する。</p>							
効果	自主防災会活動の促進により、防災に対する地域住民の意識の向上が図られ、それぞれの地域での安全安心なまちづくりが期待できる。							
成果指標	各地区自主防災会組織活動事業数（自主防災会組織：34地区）							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	各地区自主防災会組織活動事業数：9地区（34地区中）	各地区自主防災会組織活動事業数：13地区（34地区中）	各地区自主防災会組織の編成（34地区全地区で組織化）	各地区自主防災会での活動の実施：34地区 →	各地区自主防災会主催による防災訓練の実施（34地区全地区での開催） →		→	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災連合会会議の開催 ・各地区自主防災会組織体制づくり ・民生委員協議会との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民生委員との意見交換会の開催 			→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-3-3	実施項目	交流・連携の推進				担当課	総務課
現状・課題	岩手県一関市とアメリカ合衆国ライスレイク市については、昭和62年に姉妹都市を締結し、交流を進めている。 一方で、スポーツ合宿の受入や三春産の野菜直売などを通して、東京都目黒区との交流を進めているところである。							
実施計画	姉妹都市交流については、継続とした取組みを実施する。 スポーツ合宿の受入の実施、目黒区でのイベントへの参加など、継続できる取組みを実施する。 継続した取組みを進めるとともに、新たな連携の方策を探る。							
効果	姉妹都市としての交流の深化 交流人口増加 広域連携による事業の推進							
成果指標	相互事業への参加 合宿受入、イベント出店 広域連携の継続							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	交流継続 合宿受入、目黒区 イベントへの参加 連携事業の継続	交流継続 合宿受入、交流内 容の見直し 連携事業の継続	交流継続 合宿受入、交流事 業の充実 連携事業の継続	交流継続 合宿受入、交流事 業の充実 連携事業の継続	交流継続 合宿受入、交流事 業の充実 連携事業の継続

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22年 9月 30日

分類	1-4-1	実施項目	広報紙・ホームページ（HP）等による情報提供	担当課	総務課	
現状・課題		<p>【現状】 広報紙：町広報紙への掲載情報については、各課から提出された情報をもとに毎月の広報紙へ掲載を行っている。 ホームページ：ホームページへの情報掲載については、各課の掲載するホームページレイアウトの統一と庁内におけるホームページ更新業務負担の軽減を図るため、平成18年度から各課からの掲載依頼をもとに企画情報グループで一括更新を行っている。</p> <p>【課題】 広報紙：町民が望む情報を的確に把握し、いかにわかりやすく情報提供していけるかを常に検討していくこと。また、各課からの情報提供から印刷・配布まである程度の期間を要するため、発行する広報紙に新しい情報をどれだけ掲載していくことができるかが広報紙制作にあたっての課題である。 ホームページ：各課からの掲載依頼に基づき、ホームページへの掲載を行っているため、ホームページに情報が掲載されるかどうかは、各課におけるホームページへの掲載意識に左右される。また、携帯用ホームページへの情報提供のあり方についても今後の課題である。</p>				
実施計画		<p>広報紙： 職員の情報提供意識の向上と町民が望む情報の把握に努めるとともに、現在の第2次e-みはるづくり情報化プランの見直しを行い情報の共有化を計画的に進めるものとする。 できるだけ旬な情報提供を行うことができるよう、各課からの情報提供の方法の見直し及び短時間で作成できるレイアウト構成を考えていくものとする。</p> <p>ホームページ： 広報紙への情報提供と合わせてホームページへの掲載を行うかどうかを確認することで、ホームページ掲載情報の漏れを防ぐものとする。 地域からの情報発信として、各まちづくり協会のページを開設するものとする。 携帯用ホームページの情報提供のあり方をシステム機器更改（田村広域）に合わせて検討を行うものとする。</p>				
効果		<p>広報紙：町民との情報の共有化を計画的に進めることができ、町民が望む情報を提供することができる。 ホームページ：広報紙掲載の情報でホームページへ掲載する必要のあるものは、漏れなく掲載することができる。また、各まちづくり協会のページを開設することで、町民の町ホームページへのアクセスの増加を期待することができる。</p>				
成果指標		<p>広報紙：広報紙による情報提供の満足度。 ホームページ：ホームページアクセス数の増加。</p>				
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	ホームページ更新回数 185件 アクセス 25万件					ホームページ更新回数 200件 アクセス 26万件

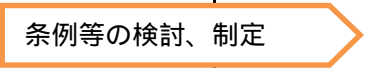

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	広報紙：合併55周年に合わせた各地区まちづくりの特集記事の掲載 ホームページ：各まちづくり協会情報発信用ページの開設 ホームページ関連のサーバ及びソフトウェアの更新に係る検討（田村広域）	ホームページ：ホームページ関連のサーバ及びソフトウェアの更新（田村広域）に合わせたりニューアールの検討（携帯HPを含む。）			→


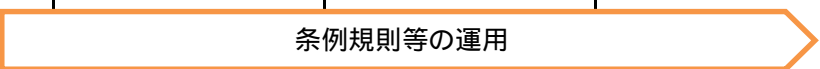
検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-4-1	実施項目	広報紙・ホームページ(HP)等による情報提供(会議録等の公開)			担当課	関係課
現状・課題	<p>三春町議会は、定例会の会議録をホームページ上で公開している。 一方、現在町は、いずれの審議会等の会議録を公開していない。 なお、町民自治基本条例においては、「積極的な情報提供を行うことは町の責務」であるとしている。</p>						
実施計画	<p>説明責任と透明性を確保するため、各種会議録を積極的に公開する。また、審議会等の会議の公開についても併せて検討する。</p>						
効果	<p>町民に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上が図られる。 文書主義の徹底が図られる。</p>						
成果指標	<p>公開率。なお、対象とする会議は、審議会等とする。</p>						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
							

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール					

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-5-1	実施項目	環境負荷の低減と環境政策の推進				担当課	住民課
現状・課題	地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が義務付けされている地方公共団体実行計画が策定（改訂）されていないので、これを整備する必要がある。							
実施計画	平成 22 年度中に地方公共団体実行計画を策定（改訂）する。							
効果	温室効果ガスの排出量の現状把握と削減すべき努力目標を定めることにより、再生可能エネルギーへの転換の必要性が認識される。							
成果指標	温室効果ガス削減率（目標達成率）							
数値目標	平成21年度決算	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
		削減率（目標）を設定	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 実施計画策定後に目標値（削減率）を記載。 </div>					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	実行計画策定	削減率検証 結果公表	削減率検証 結果公表	削減率検証 結果公表	削減率検証 結果公表

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	1-5-1	実施項目	環境負荷の低減と環境政策の推進				担当課	財務課
現状・課題	庁舎内における環境負荷低減の取組みとして、コピー用紙の両面使用・リサイクル、昼休時の消灯などを実施しているが、職員の環境負荷低減に対する意識が高い状況とはいえ、取組みの推進が図られていない。							
実施計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された町の実行計画等を踏まえ、職員一人ひとりが、環境負荷低減に対する意識を向上させ、コピー用紙の使用枚数の削減、こまめな消灯、冷暖房の適温管理、公用車の適正な利用などを実施し、経常的な事務経費の削減に努めながら、事務事業の執行に際して発生する環境負荷の低減を図る。 また、町役場として、「チーム・マイナス6%」に参加してきたが、この国民運動が3月で終了したことから、今後は「チャレンジ25キャンペーン」に参加することにより温暖化防止活動を推進する。							
効果	温室効果ガス排出量の削減が図れる。							
成果指標	平成21年度を基準年とし、各エネルギー使用量、コピー枚数の比較を行う。 エネルギー使用量は、電気(kWh)、ガソリン($\frac{1}{100}$) (軽油含む)、上水道(m^3)とし、コピー枚数はコピー機のカウント数とする。 削減率=(1-平成21年度使用量又はカウント数/ 年度使用量又はカウント数) × 100							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	電力297,249kWh ガソリン44,135.74 $\frac{1}{100}$ 上水道1,755 m^3 コピー1,647,707回	使用量削減率 電力量 2% ガソリン 2% 上水道 2% コピー 2%	使用量削減率 電力量 3% ガソリン 3% 上水道 3% コピー 3%	使用量削減率 電力量 4% ガソリン 4% 上水道 4% コピー 4%	使用量削減率 電力量 5% ガソリン 5% 上水道 5% コピー 5%	使用量削減率 電力量 5% ガソリン 5% 上水道 5% コピー 5%		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	実施計画に基づく取組み（年度当初の5月に、前年度使用量との比較による削減率を求め、達成・未達成を含め、要因を分析し改善策（対応策）を講ずる。）				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22年 9月 30日

分類	1-6-1	実施項目	e-みはるづくり情報化プランの推進				担当課	総務課
現状・課題	<p>【現状】 現在の第2次 e-みはるづくり情報化プラン（以下「第2次情報化プラン」という。）は、2節から構成されており、第1節では、第6次長期計画と整合性をとった町民への情報発信・公開、情報共有を主軸においた「第6次長期計画に基づく情報化の推進」。第2節でシステム機器の導入や更改、人材育成などの「行政内部における情報化の推進」を計画として定め、期間を平成19年から平成21年度までの3年間としている。</p> <p>【課題】 第2次情報化プランの実施期間を平成21年度までとしているので、これまでの期間のプラン検証を行うとともに第3次情報化プランを策定する必要がある。他課で策定しているさまざまな計画といかに整合性を図りながら策定していくかが課題となる。</p>							
実施計画	平成22年度中に第2次情報化プランの検証を実施し、第3次情報化プランの策定を行うものとする。							
効果	<p>【第1節「第6次長期計画に基づく情報化の推進」】 計画を策定することで、情報施策の観点から第6次長期計画の実現に向け事業などを実施することができる。</p> <p>【第2節「行政内部における情報化の推進」】 計画を策定することで、行政内部の情報化を一元管理でき、計画的なシステム導入と機器の更改を進めることができる。</p>							
成果指標	<p>【第1節「第6次長期計画に基づく情報化の推進」】 = 第6次長期計画の推進。 【第2節「行政内部における情報化の推進」】 = 行政システムにかかる費用対効果の向上とコスト削減。</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	平成20年度のプラン検証結果のとお り	第2次プラン検証 第3次プラン策定						

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	平成22年度中に第2次情報化プランを検証し、第3次情報化プランを策定	第3情報化プラン	第3情報化プラン	第3情報化プラン検証 第4次情報化プラン策定	第4次情報化プラン

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-1	実施項目	財政計画の作成				担当課	財務課
現状・課題	<p>これまで第3次にわたって行財政改革に取り組み、物件費や補助費等の削減を図ってきたところであるが、平成21年度決算における「実質公債費比率」は、18.4%、「将来負担比率」も150.4%と高い数値となっており、引き続き早期是正に向けた取り組みが必要となっている。</p>							
実施計画	<p>財政計画を作成し、財政負担の大きい行政需要について、必要性・緊急性等と財政面を比較検討して、優先順位をつけ、計画的に事業を実施する。 財政計画を常に最新の状態に保ち、町の財政状況を見極めて、各課と連携を取りながら事業の取捨選択を行う。 【関連 2 - 7 - 1】</p>							
効果	<p>町税収入をはじめとする歳入の予測と各種計画と連携した歳出の見通しを立てた「中期財政計画」を策定することにより、将来的に持続可能な行政基盤を確立し、継続可能な行財政改革を推進し、健全な財政構造を堅持することが可能となる。</p>							
成果指標	<p>各年度の目標数値（達成度）。 実質公債費比率は3ヶ年平均とする。</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	将来負担比率 150.4% 実質公債費比率 18.4%	将来負担比率 128.2% 実質公債費比率 16.3%	将来負担比率 139.3% 実質公債費比率 14.6%	将来負担比率 124.5% 実質公債費比率 12.5%	将来負担比率 114.5% 実質公債費比率 11.5%	将来負担比率 108.1% 実質公債費比率 11.3%		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>中期財政計画策定</p> </div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>中期財政計画の推進（計画最終年度の目標数値：将来負担比率108.1%、実質公債費比率11.3%）</p> </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-2	実施項目	新公会計制度への対応				担当課	財務課
現状・課題	<p>現行の単式簿記・現金主義会計は、現金の収支が主でありわかりやすい反面、ストック情報、特に建物や道路などの資産の情報が得られない、貸付金や収納未済に関する不納リスクがみえないなどのデメリットがある（自治体マネジメントのための情報不足）。</p> <p>「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について(H18.8.31)」において、「5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこと」としている。また、「公会計の整備推進について(平成19年10月17日付け自治財政局長通知)」において、実務研究会報告書等を活用して整備することを推進している。</p>							
実施計画	<p>総務省方式改訂モデルを採用し、平成21年度決算ベースによる試行を平成22年度中に実施し、23年の秋の公表に向け、精度を高める。</p> <p>また、職員研修及び議員研修を実施することにより、新地方公会計制度への理解を深める。</p>							
効果	<p>財務書類から得られる情報を資産・債権管理、コスト管理等に有効に活用することにより、財政の効率化・適正化が図られる。</p> <p>固定資産台帳の整備により公有財産管理の実効性・効率化が図られるとともに、未利用財産の把握により資産の効果的運用が図られる。</p>							
成果指標	公表時期（平成23年9月）							
数値目標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	公会計システム導入	平成23年秋公表						

年度	H22	H23	H24	H25	H26	
スケジュール	財産台帳の整備、仮試算		公表	財務書類による財政分析		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-3	実施項目	基金の有効活用				担当課	財務課
現状・課題	<p>基金は、特定目的基金と定額運用基金の2種類に大別され、特定目的基金は18基金（うち一般会計16基金、特別会計2基金）、定額運用基金は2基金ある。</p> <p>特定目的基金の多くは（財政調整基金を除く）、金利の低下による利子収入の減少に加え、厳しい財政状況から事業化のめどもたたないまま、新たな積み増しもできない状況にある。</p>							
実施計画	<p>現行の基金の有効活用を図る。特定目的基金は、統合・廃止・見直しなどを行い、事業実施に合わせた計画的な積立と運用を行う。</p> <p>なお、個々の基金は、その設置当時の行政需要により積み立てられたものであるが、町が抱える課題と財政状況のもと、現時点での町民ニーズに合わせて、基金の目的とする事業の優先度や実施可能性そのものを見直していくものである。</p>							
効果	基金全体のあり方に見直しを加えることで、喫緊の行政課題に対応し、優先度の高い施策に、基金からの財源充当が可能となる。							
成果指標	基金の有効活用による行政サービスの向上。							
数値目標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
			基金の整理					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	基金の見直し、再編 (中期財政計画)		整理・再編後の基金の適切な運用		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（石綿管の更新・水道加入促進）				担当課	企業局
現状・課題	<p>石綿管の更新については、平成21年度に栄町団地内の更新工事が完了したところである。平成22年度現在の石綿管の埋設状況は、9箇所、総延長にして約1,200m程度未更新箇所が残っている現状である。1ヶ所当たりの延長は100m～200m程度であるが、県道・町道に埋設されており、水道工事単独で入替を実施していく場合は、水道管の入替に要する経費はもとより、道路の復旧にも相当の経費がかかるため、計画的に実施する必要がある。また、御祭地内へ配水管を布設したが、加入者が少ない状況にある。</p>							
実施計画	<p>石綿管については、部分的に一部だけ残っている場所がほとんどであるため、埋設箇所及び延長の詳細調査を実施し、全体更新計画をつくり、順次計画的に更新していく。（石綿管の更新工事については、下水道工事等の公共工事と一体的に整備更新を実施する計画でいたが、今後下水道工事の実施においては、未確定要素が多いため、単独での整備計画をたてていく。） 拡張区域内（御祭地内）の未加入者に対して、加入を促進する。</p>							
効果	<p>耐震性のある管と入れ替えることにより、災害に強いライフラインを構築できる。 給水収益が増加する。</p>							
成果指標	<p>平成22年度に更新計画策定。平成23年度から毎年度100m～200m程度更新していく。 加入率（御祭地区）= 加入戸数/対象戸数</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	栄町団地内L=125m (H18～H21 L=732mの更新工事完了) 加入率 %	更新計画策定 (栄町団地内本復旧工事) 加入率 %	L=100m～200m	L=100m～200m	L=100m～200m	L=100m～200m	> 100%	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	更新計画策定 加入促進	1ヶ所～2ヶ所 L=200m程度更新	1ヶ所～2ヶ所 L=200m程度更新	1ヶ所～2ヶ所 L=200m程度更新	1ヶ所～2ヶ所 L=200m程度更新 ➔

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（下水道加入促進）				担当課	企業局
現状・課題	<p>・公共下水道事業は平成12年の供用開始から10年経過したが、水洗化率が57.4%と低迷しており、加入促進が喫緊の課題となっている。</p> <p>・農業集落排水事業は平成5年下舞木、平成9年過足、平成10年中妻地区の供用が開始され、12年から17年経過したが、水洗化率が79.8%であり、加入促進の必要がある。</p>							
実施計画	<p>・公共下水道事業については、平成21年度559件の戸別訪問及びアンケート調査を実施し、接続勧奨を行いました。即効的な成果は上がっていない状況であり、農業集落排水事業については、下舞木地区50件の戸別訪問が終了し、現在中妻地区97件の個別訪問を行っている。</p> <p>・公共下水道559件については、不在（218件）やアンケート未回答（374件）があることから、再度戸別訪問による加入促進を実施し、アンケート結果等により新たな加入促進策を模索する。</p> <p>・高齢者世帯や経済的事情などの未接続の理由から判断すると即効的な方策は見つけがたいが、地道に接続勧奨をおこなう。</p>							
効果	<p>・料金収入に対する施設管理や事業運営の費用は、公共下水が約50%、農業集落排水事業が約60%なので、加入促進により、料金収入が100万円増えれば、公共下水で50万円農業集落排水事業で40万円収支が改善する。</p>							
成果指標	下水道水洗化率、農集排水水洗化率							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	公共下水道事業 57.4% 農業集落排水事業 79.8%	59.0% 81%	60.5% 82%	62.0% 83%	63.5% 84%	65.0% 85%		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問 ・アンケート調査の分析 ・加入促進策の模索 </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（未分譲地の販売促進）				担当課	企業局
現状・課題	<p>町が造成を行った住宅団地（岩本・過足・御祭の各団地）の販売が停滞しており、定期借地権（岩本・過足団地）による販売についての契約・問い合わせ件数も少数となっている。原因としては、事業原価が高いため販売価格が高額であること、土地の下落等に合わせた販売価格となっていないことから、近傍の行政・民間分譲地と比較して、割高感があることなどである。</p>							
実施計画	<p>販売価格の見直し及び販売促進支援策の創設を行い、販売を促進する。なお、見直しにあたっては、固定資産税評価額等をもとに行う。 定期借地権による販売については、引き続き広報活動を強化し事業を進めていき、状況を見ながら御祭住宅団地への導入を検討する。また、定期借地契約3年以降者が購入を希望した場合の販売価格についての検討する。</p>							
効果	定住人口の増加、地域の活性化、町税の増収等。							
成果指標	販売件数。定期借地権の契約件数。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	定期借地権による契約1件	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> ・定期借地権及び分譲販売を年1件以上の契約。 </div>						

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・町の方針決定（販売価格の見直し、販売促進支援策の創設） ・町方針の議会との協議 ・方針の地区説明 ・見直し内容等の広報・PR 	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲地販売促進 ・定期借地権による契約（パンフレット等による宣伝）促進 ・民間業者との情報交換、各分譲地の維持管理 ・定期借地契約3年以降に購入希望した時の価格設定 </div>			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成22年9月30日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化(水道・下水道事業会計)				担当課	企業局
現状・課題	平成19年度に水道事業及び下水道事業等への一般会計からの繰入金について、町財政が厳しい状況にあることから平成20年度から平成24年度までの5年間はその一部を減額するとの方針がなされた。水道事業14,000千円×5ヵ年=70,000千円、下水道事業等54,000千円×5ヵ年=270,000千円、合計340,000千円。上水道は、平成12年度をピークに毎年使用水量が減少している状況にあり経費の節減に努めているが、これ以上の節減はかなり厳しいものがある。下水道等は毎年欠損金を計上している状況である。							
実施計画	サービス水準の維持向上等に配慮のうえ、常に効率的な経営の推進に努めるとともに、引き続き施設の運転管理及び料金会計事務において民間委託を実施し、経営の改善に取り組んでいく。							
効果	小規模な自治体では得られない専門的技術や経営の効率性を民間委託により補完し、職員の削減やコスト削減に努めることは、一般会計からの繰入金の抑制となる。							
成果指標	現在の料金体系を維持しつつ、一般会計からの繰入金を抑制していく。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	一般会計繰入金 水道 14,000千円 下水道 54,000千円	水道 14,000千円 下水道 54,000千円	水道 14,000千円 下水道 54,000千円	水道 14,000千円 下水道 54,000千円	町財政部局と方針協議	町財政部局と方針協議		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な経営の推進と継続 ・ 民間委託の活用（運転管理・料金会計事務等） </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（国民健康保険特別会計）				担当課	保健福祉課
現状・課題	<p>・国民健康保険特別会計への繰入金は一般事務経費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業、保険基盤安定制度及び子育て支援医療費助成分を繰入している。子育て支援医療費助成を除く繰入分は地方交付税措置並びに国庫補助金により補填されている。子育て支援医療費助成は対象年齢が平成22年10月1日から15歳まで上げられた。</p>							
実施計画	<p>・繰入金の抑制で、現在の繰入金のなかで削減可能なものは一般事務経費と子育て支援医療費助成である。事務経費については制度改正等による一時的な事務の増加により経費が増えることもあるが消耗品等の削減に努める。子育て支援医療費助成は窓口負担がないということで、安易な医療機関の受診がないように適正受診の啓発・普及を図る必要がある。</p>							
効果	<p>・事務経費の削減、医療費保険者負担額の減少により繰入金の抑制が図られる。</p>							
成果指標	<p>・22年度対比で事務経費繰入金8%削減 ・23年度対比で子育て支援医療費助成繰入金1%削減</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	一般会計繰入金 13,062千円(事務費) 10,941千円(子育て支援医療費)	14,000千円 14,809千円	13,800千円 15,300千円	13,400千円 15,300千円	13,000千円 15,200千円	12,800千円 15,100千円		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	事務費 ・効率的な事務推進 子育て支援医療費 ・適正受診の普及啓発				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（介護保険特別会計）				担当課	保健福祉課
現状・課題	<p>一般会計からの繰り入れの約60%（給付費など町負担分を除く）は職員の給与であり、別途超過勤務の整理が課題。 約20%は白山福祉館指定管理料や紙おむつ事業の補助対象外の単費分であり、白山については別途計画作成。 残り20%のうち7割以上が認定審査費であり、高齢化、要介護認定者の増幅の現状では認定審査費の抑制は困難。 微細な消耗品費、通信費の節約程度の抑制しか望めない。 その他、介護給付費負担金として、給付費の12.5%を一般会計で負担している。</p>							
実施計画	<p>介護予防事業を効果的に行い、介護給付費の抑制に努める。 消耗品費、通信費などの抑制について、通常業務の範囲でコスト意識を持ち事務の効率化に努める。</p>							
効果	<p>通常業務でのコスト意識を持つことは、新規事業や業務改善について大変重要な要素であり、職員の質の向上に有効である。</p>							
成果指標	<p>3年間で消耗品費、通信費の2%削減</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	一般会計繰入金 一般管理費386,937円 徴収費872,208円 介護認定審査費294,242円 計1,553,387円 1,553千円	1,500千円	1,370千円	1,242千円	—————→		→	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	コスト意識を持った 事務の効率化実施	—————→			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（町営バス事業特別会計）			担当課	住民課										
現状・課題	<p>福島交通の路線バス廃止を契機として町営バスの運行を開始。利用者からの利用料金と一般会計からの繰入金により運行を維持している。</p> <p>過去5年間の一般会計繰入金（年間利用者数）は次のとおり。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成17年度</td><td>10,041千円（28,630人）</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>11,014千円（28,008人）</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>8,735千円（27,964人）</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>9,060千円（26,299人）</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>8,841千円（22,933人）</td></tr> </table> <p>一般会計からの繰入金については増減変動があり一定ではない（傾向としては減少）。しかし、利用者数は年々減少傾向にあり、今後の健全運営等の在り方を模索する必要がある。</p>							平成17年度	10,041千円（28,630人）	平成18年度	11,014千円（28,008人）	平成19年度	8,735千円（27,964人）	平成20年度	9,060千円（26,299人）	平成21年度	8,841千円（22,933人）
平成17年度	10,041千円（28,630人）																
平成18年度	11,014千円（28,008人）																
平成19年度	8,735千円（27,964人）																
平成20年度	9,060千円（26,299人）																
平成21年度	8,841千円（22,933人）																
実施計画	町営バスのあり方は、スクールバス・コミュニティバスの活用の中で検討する。環境保全の面からも、多くの人に利用していただけるよう実態調査結果を基に運行時間の見直しなどの改善を行う。																
効果	利用者数減少率に歯止めをかけることで環境保全も含め経営の健全化を追求する。																
成果指標	利用者減少率を人口減少率に近づける（平成21年度の利用者数は平成20年度比 12.8%であった。これを人口減少率（概ね 1%程度）に近づけるよう改善を図る。）																
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度											
		年間の利用者数 21,560人 (対前年比 6%)	20,920人 (対前年比 3%)	20,720人 (対前年比 1%)													

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	調査結果分析	運行時間等見直し			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（三春病院経営プランによる取組）				担当課	保健福祉課
現状・課題	現行の三春病院経営プランでは、次の項目について検討中であり実施に向けた取り組みが必要である。 産婦人科の常設 健診データの共有化による利活用							
実施計画	産婦人科常設に向けた支援策を検討する。 特定健診データを共有化して効果的に活用した保健予防事業の可能性について検討する。 健全な経営を促進する。							
効果	住民ニーズに合った医療サービスの提供。							
成果指標	収支。患者数。							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	収支 患者数（入院・外来）							

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール					

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-4	実施項目	公営企業等の経営健全化（医療費抑制）				担当課	保健福祉課
現状・課題	<p>国保医療費については、平成19年度より毎年増加している。平成21年度の医療費は18年度対比で11.2%の増加、支払額は1億1,395万円余り増えている。増加している主な要因は入院と調剤費の増加であり、入院外は過去5年間は3億9千万円前後で推移している。歯科については過去5年間では毎年減っている状況にある。平成22年度国保税按分率は医療費・納付金の増加並びに景気の悪化による個人所得の低下等により10%を超える引上げとなり、医療費の増大は按分率の引上げに直結することから、医療費の抑制が求められている。</p>							
実施計画	<p>医療費を削減していくためには「自分の健康は自分で守る」という動機付けが大事であり、保健事業の充実を図る必要がある。保健事業では特定健康診査の受診率向上に積極的に取り組むこととする。町では平成20年度に「特定健康診査等実施計画」を策定しており、実施計画による平成24年度受診率目標値は65%である。健康診査は毎年受診することにより自分の健康状態を知る有効な手段であるので、未受診者の解消に努める。また、医療費の抑制には医療機関における適正受診を図るために、普及啓発に取り組むものとする。</p>							
効果	<p>健診を受診することにより自分の健康状態を知ることができ、その結果から健康体を維持するための生活習慣の見直しや疾病の予防、病気の芽を早く見つけることにより、重症化による入院件数の減少により医療費負担の軽減が図れる。</p>							
成果指標	<p>特定健診受診率。 医療費支払額が21年度対比で1%の減少。</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	受診率39.3% 1,127,702千円 (法定報告実績値)	受診率34.5% 1,155,000千円 (10月末現在実績値)	受診率54% 1,155,000千円 (計画目標値)	受診率65% 1,147,000千円	1,135,000千円	1,116,000千円		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<p>健診関連 ・町広報紙等周知 ・個別通知 ・地区説明会開催 ・電話勧奨 ・個別訪問 医療機関適正受診 の普及啓発 ジェネリック医薬 品差額通知</p>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-5	実施項目	関連団体の経営健全化（第三セクター改革プランによる取組）				担当課	財務課 産業課
現状・課題	<p>町には、2つの第三セクターがあり、町は両三セクの借入に対して損失補償を行っていることから、三セクの経営の採算性、財務内容等、経営状況を定期的に点検し、評価していく必要がある。</p> <p>なお、町は、平成21年に第三セクター経営検討委員会を設置し、三セク改革プランを策定した。プランの計画年度は、22年度から26年度までの5ヶ年間であることから、検討委員会が実施するプランの点検・評価は、22年度決算から実施することとなる。</p>							
実施計画	<p>毎年、三セク改革プランに基づく経営状況を把握し、評価する。</p> <p>また、住民の理解と協力を得るためにも、経営状況等についてわかりやすく情報を開示する。</p>							
効果	両三セクともに安定した経営が図られ、三春町のまちづくりに寄与できる。							
成果指標	<p>損失補償額（三セク借入金の着実な返済）。</p> <p>{数値目標は、（株）三春の里振興公社、（株）三春まちづくり公社。}</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	258,322千円（元金）、 41,028千円（利息） 181,279千円（元金）、 29,738千円（利息）	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 返済計画に基づく返済額。 </div>						

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 21年度決算状況に基づく点検・評価 </div>	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 「改革プラン」に基づく点検と評価及び条例に基づく定期的な経営状況の点検・評価 </div>			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-5	実施項目	関連団体の経営健全化（社団法人三春町シルバー人材センター）				担当課	保健福祉課
現状・課題	<p>不況時の中、平成20年度及び21年度の状況を比較すると会員数は若干増えているが、受注件数は年間約50件、受注額は年間約500万円の減額となっている。人件費については、434千円の減額となっているが、受注額の約20%を占めており、事務局体制が課題となっている。</p> <p>平成20年度実績 会員数244人 受注金額77,589千円 人件費16,056千円 平成21年度実績 会員数255人 受注金額73,628千円 人件費15,622千円 平成22年度予算 人件費13,394千円</p> <p>また、現在の土地・建物は、町施設であるが、使用料等は納めておらず、修繕費用等の区分も明確ではない。</p>							
実施計画	<p>シルバー人材センターへの補助金を適正に管理するための対策として以下の点を指導して行く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新規事業の開拓 2、受注先の開拓 3、人件費の削減（目標：受注額の15%以内） （平成20年度よりベースアップ停止、平成21年度管理職手当一部削減、平成22年度夏冬ボーナス65%カット） 4、賃貸借料等の考え方の整理 							
効果	<ol style="list-style-type: none"> 1、シルバー人材センターの健全運営 2、町補助金の軽減 							
成果指標	町補助金額							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	町補助金 6,000,000円	町補助金 5,000,000円	町補助金 4,000,000円	・補助金額は要検討				

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	町補助金5,000,000円	町補助金4,000,000円	・検討		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-5	実施項目	関連団体の経営健全化（三春町土地改良区）				担当課	産業課
現状・課題	<p>昭和52年に設立された三春町土地改良区は、組合員約520名の組織であり、年間予算規模7千万円～1億円の法人である。事務局体制は、プロパーの会計主任が1名（性質的には臨時雇用）及び季節雇用の維持管理専従員1名のほか、事務局長（産業課長）ほか職員（農林グループ員）を町職員が兼務している。</p> <p>平成6年度以降、未納賦課金は金額未納者ともに増加しており、適切な債権管理等優れた事務処理能力が求められている。</p>							
実施計画	<p>面整備工事負担金の償還完了年度である平成26年度に向けて職員体制の確立を図り、平成25年度より事務局の分離独立を実現する。</p>							
効果	<p>兼務を解消することで、債権管理等事務処理能力の飛躍的な向上が期待できる。</p>							
成果指標	<p>平成25年度より町職員兼務を解消し、事務局長1名のプロパー雇用を図る。</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
				準備	事務局長1名雇用			

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール			準備	●————→	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-1-5	実施項目	関連団体の経営健全化（社会福祉法人三春町社会福祉協議会）				担当課	保健福祉課
現状・課題	町は三春町社会福祉協議会に対し、指定管理者として福祉館等の管理や各種福祉事業を委託し、指定管理料や補助金を交付している。また、その一方で町職員が派遣職員として、社会福祉協議会の中心的なスタッフとして勤務している。（事務局長1名、保健師1名、事務職1名）							
実施計画	指定管理協定の見直しを行うとともに建物修繕費の負担区分を次期協定書締結時までには明確にする。							
効果	指定管理内容の見直し、社会福祉協議会の自立した運営体制の確立 福祉会館等の町建物修繕費の軽減							
成果指標	福祉会館等の町建物修繕区分の確定							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	指定管理料 40,228円 補助金額 9,954円	指定管理料 30,099円 補助金額 8,963円	白山・沢石見直し、H25に向け福祉会館内容見直し					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	建物修繕費の負担区分について協議	白山福祉館 沢石地区福祉館 協定書の締結		三春町福祉会館 協定書の締結	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-2-1	実施項目	行政評価の推進			担当課	財務課
現状・課題	<p>行政の行っている仕事の最も基礎的な部分である「事務事業」の評価は、平成10年から実施しているが、第6次町長期計画に定められた政策（基本計画）や、その体系である施策については、実施計画が策定されていないこともあり、評価がされていない状況にある。また、毎年予算編成方針に掲げられる重点施策（事業）については、平成21年度から評価・検証を始めたところである。</p>						
実施計画	<p>事務事業評価システムを見直し、行政評価システムを導入し、重点事業・施策評価を実施する。第6次町長期計画に定められたまちづくりの施策（基本計画）を行政評価の政策レベル、その施策の体系を施策レベルとして捉え、評価を行う。なお、重点施策（事業）については、内部・外部評価を経て、平成21年度から決算の審査に付する書類として議会へ提出しているが、今後は、次年度に実施する重点施策（事業）の協議・選択の資料としても活用する。</p>						
効果	<p>評価・点検を実施することにより、また、町民、議会等からの意見を集約し、政策の提案を受けることにより、次年度に向けた施政方針・重点施策立案に役立てられる。 職員の意識改革、効率的な行政運営、町民への説明責任と透明性の確保を図ることができる。</p>						
成果指標	評価体制（システム）の適切な運用						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	重点施策の検証・評価実施		評価方法の確定		行政評価の適切な運用		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<p>長期計画の進行管理において試行。</p> <p>事務事業評価の</p>	<p>長期計画の進行管理に行政評価の考え方を取り入れ、政策評価・施策評価を行う仕組みづくり。</p>		<p>行政評価の適切な運用</p>	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-2-1	実施項目	行政評価の推進（福祉サービス）				担当課	保健福祉課
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ホームヘルプ事業 要介護状態にない高齢者に対し、食事、洗濯ごみ出しや買い物等の家事援助を行っている。利用者が少数であり、社協の「おたがいさま」事業等によりカバー可能なので廃止を視野に入れた見直しが必要。 ・自立支援デイサービス事業 介護予防事業(特定高齢者対策)、高齢者の社会参加事業等とともに実施している。白山福祉館の老朽化に伴い、代替施設としての民間施設の利用とともに事業の見直しの検討が必要。 							
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ホームヘルプ事業（事業廃止することで検討） 他町村の事例調査 関係機関と協議 社協による利用者実態調査 関係機関と協議 方針決定 ・自立支援デイサービス事業（試行を踏まえて取組方針決定） 他町村の事例調査 関係機関と協議 利用者への説明・非該当者への説得 民間施設と協議 方針決定 							
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ホームヘルプ事業 事業廃止に伴う経費削減及び代替事業による民間活用 ・自立支援デイサービス事業 白山福祉館施設老朽化問題の解消及び民間施設利用による施設維持費の軽減と身近な施設利用による利用者の増加 							
成果指標	両事業とも平成 23 年度中に方針を決定し、平成 24 年度から実施する。							
数値目標	平成21年度決算	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立ホーム事業 2,539千円 ・自立デイ事業 37,350千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立ホーム事業 3,495千円 ・自立デイ事業 27,271千円 	事業継続	<ul style="list-style-type: none"> ・自立ホーム事業 廃止 ・自立デイ事業 見直実施 				

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・他町村の参考事例調査 ・関係機関との協議 ・利用者実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設との協議 ・利用者への説明 ・対象外利用者への説得 ・事業方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始 		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-3-1	実施項目	収納対策強化等による収納率の向上（町税）	担当課	税務課	
現状・課題	<p>・個人住民税については、税源移譲のため所得税との税率交換があった平成19年度以降収納率が低下している。それと同時に他の税目等についても、雇用環境の悪化等に伴い収納率が悪化しており、町財政に影響を与えている。</p>					
実施計画	<p>・毎年度策定する徴収対策方針・滞納整理年間計画に基づき、滞納者の財産調査の徹底、早期差押えに努めるとともに、長期回収不能な税債権については処分の見直し等を行う。また、無財産・行方不明等についても処分停止、即時欠損の処理を行うことにより、財源の確保及び滞納繰越額の圧縮を図る。 また、新規滞納発生の防止に全力で取り組む。 ・計画の進捗状況及び妥当性等についての評価・変更等を四半期ごとに行うこととする。</p>					
効果	<p>・差押え等の滞納処分を徹底することにより、収納率の向上及び財源の確保が図られる。 ・滞納繰越額及び新規滞納の発生を減少させることにより、督促・催告、滞納管理等の経費の軽減が見込まれる。</p>					
成果指標	<p>現年度収納率（過去6年間で最も高い収納率） 個人町民税 99.25% 法人町民税 99.83% 固定資産税 98.86% 軽自動車税 98.89% 国民健康保険税 95.00% 介護保険料 99.50% 後期高齢者保険料 99.74%</p>					
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	97.13% 99.53% 98.29% 98.00% 91.02% 99.42% 99.74%	97.55% 99.59% 98.40% 98.18% 91.82% 99.44% 99.74%	97.98% 99.65% 98.51% 98.36% 92.62% 99.45% 99.74%	98.40% 99.71% 98.63% 98.53% 93.41% 99.47% 99.74%	98.82% 99.77% 98.74% 98.71% 94.21% 99.49% 99.74%	99.25% 99.83% 98.86% 98.89% 95.00% 99.50% 99.74%

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・差押（債権、動産、不動産等） ・公売 </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成22年9月30日

分類	2-3-1	実施項目	収納対策強化等による収納率の向上（町営住宅使用料）			担当課	建設課
現状・課題	町営住宅使用料の納付状況は、「滞納対策要綱」による督促や臨戸訪問の成果が表れており、過去3年は前年度の徴収率を上回っている。 しかし、使用料を数ヶ月滞納する者は依然として多い。 また、調停事項による分納者9名の滞納額は、滞納繰越分の59%を占めるため、確実な徴収が課題となる。						
実施計画	「三春町町営住宅家賃滞納整理要綱」の厳守による督促状等の発布及び臨戸訪問の実施による徴収率の維持。 特に以下の項目に重点を置く。 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな滞納者の防止 適正な入退居事務及び早い段階からの納入指導を実施する。 ・調停事項分納者9名の徴収管理 毎月の支払い状況の確認により支払いが滞った場合は、すぐに連絡訪問し継続的に対応する。 						
効果	徴収を強化することにより、収納率の向上と財源の確保が図られる。 町営住宅施策の健全化が図られる。						
成果指標	現年度分徴収率 98.50%以上（現年度分徴収率 H19:95.9% H20:97.18% H21:99.20%） （現年度分繰越額 H19:2,571,700円 H20:1,802,660円 H21:495,400円） 平成26年度末 滞納繰越分 未納額 4,000千円以下						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	99.20% 13,867千円	98.50%以上 10,400千円	98.50%以上 7,970千円以下	98.50%以上 6,380千円以下	98.50%以上 5,190千円以下	98.50%以上 4,000千円以下	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block; width: 80%;"> ・滞納整理要綱に基づく滞納事務の実施（督促状等の発布及び臨戸訪問） </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-3-1	実施項目	収納対策強化等による収納率の向上（保育料・幼稚園使用料）			担当課	教育課
現状・課題	<p>5年ほど前から滞納額が増加傾向となり、保育料、幼稚園使用料の未納対策に取り組んでいるものの、大幅に改善することはできない状況で、平成21年度末における滞納額は約5,530千円である。</p> <p>特に、滞納額全体に対する高額滞納者の滞納額の割合が大きく、その対策が課題となっている。</p> <p>また、期限内に納入している保護者にとっても不公平感が生じないように、確実な事務の遂行に務める必要がある。</p>						
実施計画	<p>確実な収納事務の遂行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の指定日に振替ができず保育料が納入されない場合、該当者に納付書を送付する。 ・ 3～4ヵ月納入がない場合は、電話での連絡、施設長及び担当者による個別面接を行い納入を促す。 <p>個別訪問・分納誓約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入がない場合、個別訪問を実施し、徴収する。 ・ 一度に納入できない場合、この社会・経済状況から各家庭にとって無理のない分納誓約書の提出を得て、それにそって徴収する。特に、高額滞納者に対しては、確実な納入が得られるよう努める。 						
効果	<p>徴収を強化することにより、収納率の向上が図られ、滞納額が減る。</p> <p>確実な徴収を行うことにより、適正・公平な納入につながる。</p>						
成果指標	認可保育所保育料の徴収率（現年度分・過年度分）						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	現 97.3% 過 33.9%	現 97.6% 過 13.0%	現 97.9% 過 13.0%	現 98.1% 過 13.0%	現 98.3% 過 13.0%	現 98.5% 過 13.0%	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>確実な収納事務の遂行（未納者への納付書送付、電話連絡、個別面接） 個別訪問の実施・分納誓約による納入</p> </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-3-1	実施項目	収納対策強化等による収納率の向上（上下水道料）				担当課	企業局
現状・課題	滞納整理マニュアルに則った対応を職員に周知徹底を図り、未収金の回収に取り組んでいる。							
実施計画	滞納整理を促進するための対応として、督促状等文書での効果がない人には、これまでと同様に家庭訪問による督促を定期的実施（毎月停水日を設定）する。							
効果	使用料の適正な徴収。収納率の向上と財源確保。（定期的に滞納整理を実施することにより、上水道においては、4ヶ月（検針2回分）を超える未納率は現在0.3%台を推移しており、今後も継続して取り組んでいく。）							
成果指標	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台の維持及び0.2%台へ向けての徴収強化。							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.38%	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台	4ヶ月（検針2回分）を超える未納率0.3%台		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理（訪問、分納、停水執行） ・口座振替の推進 </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-4-1	実施項目	企業誘致の促進				担当課	産業課
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、町内工業団地においては田村西部工業団地（三春町深作・田村市光陽台）であり、三春町分として1区画（8.0ha）が未分譲となっている。 ・分譲済面積（18.9ha）/分譲対象面積（26.9ha）=70.3% ・また立地企業所有地内での民々売買によって、21年度に2社（計2.75ha）が新規立地し、22年度内に操業の予定。 ・企業の新規投資は経済情勢に大きく左右されることから、景気低迷期からの持ち直しが不完全な現況においては、有力情報の入手が厳しい状況下にある。 							
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・早期分譲を促進し、雇用創出と地域経済の活性化を図る。 【平成22年度～】 ・東北地区での地域特性（輸送用機械器具・燃料電池等の業種集中化）に対応し、有望と目される業界の情報収集と動向把握、関係所機関と連携した積極的かつ迅速なセールス対応を進める。 【平成24年度～】 ・全区画の分譲 							
効果	・工場等の新規事業所立地により、地域経済の活性化と雇用環境の改善が期待される。							
成果指標	・分譲率							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	70.3%	70.3%	70.3%	100%	/	/		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	情報収集活動	→	全区画分譲	/	/

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-4-2	実施項目	未利用財産等の売却・賃貸借促進				担当課	財務課
現状・課題	平成16年度から売却最低価格を設定して公募している物件があるが、近年の景気低迷などの影響もあり、価格の見直しを行っても売却が進まず、賃貸借についても新規の賃貸借がほとんどない状況である。							
実施計画	売却の促進については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募している物件は、地価公示価格等を参考として、単年度ごとに売却最低価格の見直しを行う。 ・ 公募している物件以外についても新たな売却可能な物件がないかを整理していく。 ・ 賃貸している物件は、個別交渉により積極的に売却を推進していく。 ・ 隣接地との一体的な利用以外には有効活用が図れない場合など、当該土地活用人を特定して売却を推進していく。 賃貸借の促進については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな賃貸借可能な物件がないかを整理し、併せて既存の賃貸借料についても見直しを進める。 							
効果	財産の維持管理経費が削減され、自主財源の確保が図れる。							
成果指標	各年度ごとの売却件数・金額、賃貸借の件数・金額							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	【土地売却】 売却件数14件 金額7,655千円 【土地建物賃貸借】 件数44件 金額23,665千円	【土地売却】 売却件数8件 金額49,000千円 【土地建物賃貸借】 件数44件 金額23,665千円	【土地売却】 売却件数5件 金額10,000千円 【土地建物賃貸借】 件数46件 金額23,700千円	【土地売却】 売却件数5件 金額10,000千円 【土地建物賃貸借】 件数48件 金額23,800千円	【土地売却】 売却件数5件 金額10,000千円 【土地建物賃貸借】 件数50件 金額23,900千円	【土地売却】 売却件数5件 金額10,000千円 【土地建物賃貸借】 件数51件 金額24,000千円		


年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	実施計画に基づく取組み				


検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-4-2	実施項目	未利用財産等の売却・賃貸借促進（町有農地の有効活用）				担当課	産業課
現状・課題	町有農地 175筆 252,048㎡（田8,170㎡、畑161,485㎡、雑種地83,455㎡） H 2 2 貸付数量 22件 87筆 面積146,193㎡（田5,584㎡、畑130,960㎡、雑種地9,649㎡） H 2 2 放牧数量 4筆 17,709㎡（畑17,709㎡） 中山間集落協定管理数量3集落 29筆 面積28,621㎡（田1,523㎡、畑11,942㎡、雑種地15,156㎡）							
実施計画	企業等の新規参入希望者や認定農業者等に対する貸付・売却を推進し、農地の集積や有効活用を図る。 良好な状態で農地を維持するために、草刈り等を適切に行う他、放牧により草刈り作業の省力化を図る。 中山間直接支払制度において、町有農地の草刈りを共同取組として位置づけ、集落で管理する。または、 集落で放牧による管理を行うなど、低コスト管理を支援する。 売却単価の見直し							
効果	未利用農地の有効利用 放牧による管理作業の省力化 未利用農地の適正な管理							
成果指標	貸付、放牧等良好に管理している農地の筆数、農地の売却筆数 管理費低減額							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
		120筆 草刈り委託費相 当額4,290千円の 低減	1件売却 継続	継続 				

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	実施	 売却単価見直し			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22年 9月 30日

分類	2-4-3	実施項目	広告掲載事業の拡大（町広報紙）				担当課	総務課
現状・課題	<p>【現状】 町広報紙に企業等の広告を募集し掲載しているところである。今年の掲載申込件数は12件となっている。</p> <p>【課題】 広告の掲載申込みで、今年は1段枠の年間掲載がなくなっている。</p>							
実施計画	単に広告を掲載するのではなく、クーポン券付き広告の掲載を検討するなど、掲載側と広報紙の読者にメリットのある方法を検討していくものとする。							
効果	クーポン券付き広告など、掲載側と町民にメリットを持たせることで、商店街の活性化とさらなる広告収益の拡大につながる可能性がある。							
成果指標	広告掲載件数及び収入額。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	申込件数：8件 収入額：59万円	申込件数：10件 収入額：60万円					→	


年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	新たな広告掲載のあり方を検討	新たな広告掲載方法の実施			→

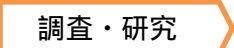
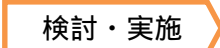

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-4-3	実施項目	広告掲載事業の拡大（封筒、公用車等）				担当課	財務課
現状・課題	広告掲載事業については、「広報みはる」のみの実施で、そのほかは実施されていない。 他の自治体においても様々な広告掲載事業が検討されており、封筒、公用車などを広告媒体として活用する検討が必要である。							
実施計画	封筒、公用車などを広告媒体として活用する調査・検討を行い、広告収入の確保に努める。							
効果	自主財源の確保が図れる。							
成果指標	広告収入額							
数値目標	平成 2 1 年度決	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	0円	調査・検討	検討・実施					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール					

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成22年9月30日

分類	2-4-3	実施項目	広告掲載事業の拡大(町営バス)				担当課	住民課
現状・課題	町営バス運行費用の一部に充てるため町営バス車内広告掲載事業を創設し、募集を行っているが掲載希望が少なく収入が伸び悩んでいる。 平成21年度 11,200円 平成22年度 9,600円(平成22年9月時点)							
実施計画	引き続き広報紙などの媒体を利用し、周知と募集に努める。 平成25年度以降は廃止予定。							
効果	広告収入の増加によりバス運行費用の軽減を図る。							
成果指標	車内掲載可能枚数 @800円×2枚×2台×12月=38,400円							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		14,400円	19,200円 (@800円×12月×1社×2台)	38,400円 (@800円×12月×2社×2台)	廃止予定			

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	周知・募集	周知・募集	周知・募集	廃止予定	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-5-1	実施項目	補助金等の整理・合理化	担当課	関係課		
現状・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、行政の経費負担のあり方、費用対効果などを検証し、見直す必要がある。 ・現在、個人住民税の普通徴収及び固定資産税について、納期前納付にかかる報奨金が交付されているが、個人住民税では特別徴収該当者については適用されない等、不公平感がある。また、報奨金は定率による交付のため高額納税者ほど有利になる制度となっている（納期前納付報奨金/税務課）。 ・三春町婦人会連合会は、町内各地区にあった婦人会を統括する会として、長年活動してきたが、会員の減少等により、旧町以外の婦人会は廃止され、現在は、旧町の婦人会のみとなり、平成21年度に連合会を「三春町婦人会」と改称した。三春町婦人会としての事業活動は、実質的にバザーのみとなってきている（三春町婦人会/生涯学習課）。 					
実施計画		<ul style="list-style-type: none"> ・町が単独で行う補助金等の見直し（廃止・縮小、終期の設定、補助率の見直し、算定方法の見直し等）を実施する。 ・国、県の制度に伴い町が行う補助金についても、制度の目的、趣旨を踏まえ補助事業者、補助対象経費を精査し適切に行う。なお、いわゆる上乗せ補助は行わない。 ・個人住民税の普通徴収分及び固定資産税の納期前納付にかかる報奨金の全面廃止（納期前納付報奨金）。 ・ここ数年継続して補助金減額して来ており、平成23年度に現在の半額程度を交付し、平成24年度には廃止する旨、平成22年度に婦人会に説明し、計画的に廃止する。なお、県大会等の参加への支援は継続していき、大きな事業を実施する場合は別途協議することとしたい（三春町婦人会）。 					
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金を廃止することにより、1,305,000円(H22予算ベース)の歳出を削減することができる。報奨金交付にかかる事務を軽減することができる（納期前納付報奨金）。 ・長年助成していた団体が、自立した活動ができるよう意識付けをし、活動を活性化する（三春町婦人会）。 					
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金交付額 0円（納期前納付報奨金）。 ・補助金廃止（三春町婦人会）。 					
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	1,012,000円	1,100,000円	1,100,000円	0			
		85,000円	75,000円	40,000円			

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	報奨金廃止の検討・条例改正(H23)			H24年度より廃止	
	補助金の減額、廃止を説明			補助額減額 H24年度より廃止	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-5-2	実施項目	公共工事コストの削減・契約方法の適正化				担当課	財務課
現状・課題	<p>町内業者育成と競争原理確保の観点から、契約方法については指名競争入札により実施しているが、さらなる競争原理の確保と併せて、品質確保の観点から、制限付一般競争入札の導入、予定価格の事前公表のあり方、最低制限価格の導入などを検討していく必要がある。</p> <p>随意契約についても町内業者育成、競争原理の確保、品質確保の観点から、庁内の共通認識が必要であり、基準を検討する必要がある。</p>							
実施計画	<p>制限付一般競争入札、予定価格の事前公表の妥当性、最低制限価格の導入、随意契約の基準、電子入札の導入などの検討を行う。</p>							
効果	<p>契約方法の適正化が図れる。</p>							
成果指標	<p>制限付一般競争入札、予定価格の事前公表の妥当性、最低制限価格の導入、随意契約の基準等の検討・実施</p>							
数値目標	平成21年度決	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>制限付一般競争入札、予定価格の事前公表の妥当性、最低制限価格の導入、随意契約の基準等の検討・実施</p> </div>				

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-5-3	実施項目	各経費の節減と合理化（田村広域行政組合負担金）				担当課	住民課
現状・課題	住民課所管の事業のうち、ごみ処理（焼却・焼却灰埋立）・し尿処理（汲取り・運搬・処理）業務については町単独ではなく田村広域行政組合において広域的に実施している。 今後も引き続き経費の削減と合理化について検討する必要がある。							
実施計画	田村広域行政組合との協議に際しては、経費削減及び合理性の観点から、引き続き組合において共同実施すべきか、単独実施すべきかを念頭に検討する。必要があれば町関係部署や構成市町担当者と協議を行う。							
効果	経費削減と事務の合理化を図る。							
成果指標	負担金額の減							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-5-4	実施項目	受益と負担の適正化（三春交流館まほら等の使用料）	担当課	生涯学習課	
現状・課題		<p>減免規定の適用範囲が曖昧かつ広範囲である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業や学校行事100%減免 P T A や部活保護者会事業にも適用 ・ 国県が公用50%減免 県立高校部活等にも適用されている場合有り ・ 生涯学習団体100%減免 生涯学習団体届出受理件数が68件、減免額推計で年間5,700千円 ・ 地方自治法第157条該当公共的団体100%減免 歯科医師会、薬剤師会、老人クラブ、農協等前例等により、条例、規則に定める減免手続きを経ないで減免がなされている。 <p>使用の許可に基づく使用料の徴収は、行政処分行為であるが、その使用料の一部が規則に委任されている。減免件数や金額等のデータ集計ができていない状況である。条例と規則の見直しを行い、使用料の確保を図る必要がある。</p>				
実施計画		<p>三春交流館条例、三春交流館管理運営規則、三春交流館使用料規則の改正 体育施設の使用料条例等、同一規定を有するものも合わせて改正 町外利用者の施設使用料の50%加算制度の見直しも含めて改正</p>				
効果		<p>公平の確保の進歩になる。 使用者等の特定人に対し、応益的かつ実費弁償的徴収の進歩になる。 一方、減免の適用がなくなること、使用回数や利用者数の減になることが予想される。</p>				
成果指標		<p>使用料の増加（平成21年度 6,543,701円） （一方、使用回数、利用者数、稼働率は減となる。）</p>				
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	使用料 = 6,543千円 利用者数 = 102千人	使用料 = 6,543千円 利用者数 = 102千人	使用料 = 6,543千円 利用者数 = 102千人	使用料 = 6,543千円 利用者数 = 102千人	使用料 = 10,000千円 利用者数 = 80千人	使用料 = 10,000千円 利用者数 = 80千人

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則等の現状分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左の改正素案の作成 ・ 改正に係る審議会等の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等への諮問 ・ 審議会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例の上程 	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（児童生活センター）			担当課	生涯学習課
現状・課題	<p>児童生活センターは、職員7名（町2、社協1、臨時4）体制で、定員50名の中央児童館、30名の岩江児童クラブにおいて、学校や家庭とは違った第三の居場所として、地域で育つ児童の健全育成事業を実施している。</p> <p>児童館は、児童福祉法に規定される児童厚生施設であり、児童の健全育成だけでなく、「子育て家庭の支援」や「地域の子育て環境づくり」なども基本的な機能としている。このため、法に定めた有資格者を置かなければならず、現状では、有資格の臨時職員を長きにわたり雇用せざるを得ず、更には有資格の社協職員の派遣依頼をしている状況にある。</p>						
実施計画	<p>児童館の場合、当初は個別法令（平成2年厚生事務次官通知）で設置運営の主体が規制されていたため、指定管理者制度への移行はできなかったが、平成16年3月に同通知が改正されたため、移行が可能となった。このため、次の要件を満たす組織、団体での指定管理者制度の導入を検討する。</p> <p>（1）児童館を運営するために必要な経済的基盤があること。 （2）社会的信望を有し、児童館に求められる機能の専門性や継続性、地域密着性という特性を十分に理解していること。 （3）実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。 （4）児童館の運営事業の経理区分が明確にできるなど、財務内容が適正であること。</p>						
効果	<p>人件費の削減。 指定管理者制度の導入を機に、従来の児童館活動を検証し、一層の活性化を期待する。</p>						
成果指標	<p>児童館は単に遊びの援助機能だけの場ではなく、教育施設でもあり、福祉的な援助機能も継続されていること。</p>						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				指定管理への移行	→		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	調査・分析・検討期間	→	指定管理への移行	→	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（学校給食）				担当課	教育課
現状・課題	学校給食等の外部委託 <現状> ・現在、給食調理員6名（正職員）、給食臨時調理員12名で小学校3校、中学校1校、保育所2の対応をしている。 ・また、小学校3校、中学校2校、幼稚園1については、平成20年度から共同調理場2ヶ所に対応している。 <課題> ・給食調理員高齢化、補充職員の採用なし（町方針）と、臨時調理員の確保の困難から外部委託の検討を進める。							
実施計画	外部委託を年次計画により進める。 ・方部別に（三春・岩江・北部・南部）幼、小、中の人数のバランスを考慮しながら、共同調理場の再編を含め調理業務の外部委託を図る。							
効果	現在、外部委託している共同調理場の人件費及び管理費は、一人当たり年間210万程度であり、職員人件費等と比較して削減が図れる。 また、外部委託は臨時職員の安定雇用につながる。							
成果指標	外部委託により人件費の削減ができる。 外部委託により安定した人材の確保ができる。 臨時職員の管理事務が削減できる。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		


年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	共同調理場2ヶ所の安定した運営	共同調理場設置の保健所との協議	岩江地区（小学校・幼稚園）の共同調理開始	・新中学校の給食業務委託開始 ・沢石・さくら共同調理場の再編（4中学校が統合するため）	第2保育所の給食業務委託開始


検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（歴史民俗資料館）				担当課	生涯学習課
現状・課題	職員3名、臨時職員4名体制で、歴史民俗資料館・自由民権記念館・郷土人形館の常設・企画展示、各種講座及び施設管理運営、また、文化財行政事務として文化財等の調査・保護・指定及び文化財関係団体活動の支援等を所管している。これらの中で民間委託に馴染む業務としては、各館の常設・企画展を含む施設管理業務及び文化財等の調査事務などが考えられる。民間事業者の形態・定義により態様は変わるが、現状では文化財の保護・指定等の行政事務等を除いた一部委託を検討することとしたい。							
実施計画	膨大で貴重な館蔵資料の管理責任・調査研究の方法・文化財行政に携わる職員の勤務場所・受託者の立ち上げ等を検討し、一部委託により実施する。							
効果	経費面での削減効果は低いと考える、民間による発想を取り入れた館運営を行ない入館者の増になることを期待する。							
成果指標	民間の発想による魅力ある館運営をおこなう。 町行政の責任を明確にし、後世の人々に貴重な文化財を残す。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
			・委託する分野の確定 ・受託者立ち上げ		一部委託実施			

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	検討・調査期間			一部委託実施	一部委託実施

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（清掃センター）				担当課	住民課
現状・課題	清掃センター業務のうち 定期ごみ収集業務、 搬入ごみ処理作業業務（選別・破砕処理・埋立処分）、 廃プラスチック資源化業務、 資源ごみ分別作業業務、 水処理施設維持管理業務、 施設運営監視業務（窓口計量等業務）について平成22年度までに業務委託完了。							
実施計画	既に委託した各種業務の監理・調整や住民対応、清掃センター内の機械施設等の管理など残された細部の業務について委託の可能性を検討する。							
効果	現場作業的な業務を委託することにより行政のスリム化が図られる							
成果指標	業務内容に応じた適正な業務委託の実施							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
		委託金額	委託金額	委託金額	委託金額	委託金額	委託金額	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	検討	実施	検証（改善）	検証（改善）	検証（改善）

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（町民図書館）				担当課	生涯学習課
現状・課題	<p>教育委員会が定める三春の教育の基本理念のもと、町民に親しまれる「みんなの図書館」として、暮らしや文化など、日常生活に役立つために、運営方針を定め、町民に対し町の情報センターとしての機能充実に努めるため、資料の収集・整備・管理およびレファレンス（調査相談）業務等町民図書館の管理運営について町が一括実施している。</p> <p>課題としては、今後の図書館運営をどうするか、住民ニーズ等を含め検討する必要がある。また、町民図書館は東日本電信電話株式会社の建物の一部（530㎡）を借用しているため、面積的に書架の配置や閲覧場所等において制約があり、さらに、書架の間が狭く、お話室や閲覧室も制約を受け、選書や閲覧時に不便をかけていると感じられる。なお、平成21年度から賃借料の見直しにより約13%減額されたとはいえ、年間約5,180千円の賃借料を支払っていることを考えれば、新築を含めた移転を検討する時機が到来していると考えられる。</p>							
実施計画	<p>資料の収集・整備・管理およびレファレンス（調査相談）業務等町民図書館および各地域分室の管理運営の方法について、他の公共図書館の事例なども考慮しながら、様々な検討を行うとともに、受託者（指定管理者含む）の検討又は開拓に努め、受託可能者が存する場合は育成・支援する。</p> <p>町民図書館の新築を含めた移転については、学校を含めた公共施設の配置・利用計画の中での位置づけと平行して検討を行う。なお、移転等については、平成23年度設置の「公共施設のあり方検討委員会」において、検討することとする。</p>							
効果	町民に親しまれる「みんなの図書館」として、また、町の情報センターとしての機能の維持向上。							
成果指標	民間委託、指定管理者制度導入の可否 図書館の新築を含めた移転の可否。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	管理運営費 21,767千円	管理運営費 13,959千円	検討、協議					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	調査、検討、協議			移転の場合は、その準備	

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（特用林産展示施設）				担当課	産業課
現状・課題	対象施設 土地1,615㎡（富沢字八坂145-1山林（現況宅地）1,572㎡、145-2山林43㎡（炭焼））、建物木造平屋1棟 122.56㎡ 払下げ希望者 （株）なかま 代表（隣接の山荘なかまを経営し、対象建物の行政財産の目的外使用許可を得ている） 払下げ後の用途 農産物加工施設へ改装し利用することを希望							
実施計画	平成22年度 譲渡について、町と払下げ希望者間で基本的合意を得る。 同時に国庫補助事業で取得した建物の譲渡について県へ協議し、必要とされる書類を提出。 平成23年度 譲渡完了。必要であれば加工施設改装への補助事業導入の準備。 平成24年度 加工施設への改装実施。							
効果	低利用施設の有効活用と、農村活性化が期待される。 有償譲渡としたとき、町財政への貢献が見込まれる。							
成果指標	土地売却代金収入4,008,480円（H8.1.5契約価格相当額、145-2も含むと解する） （国庫補助金返還を求められる可能性もあるため建物譲渡価格については未定）							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
			土地売却代金収入 4,008,480円					

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	払下げ希望者の意思確認 譲渡および加工施設への改装について、県担当課と協議	施設譲渡完了 加工施設の補助事業導入協議	加工施設への改装完了		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-1	実施項目	民間委託、指定管理者制度導入の促進（三春ふれあいの蔵）			担当課	産業課
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三春ふれあいの蔵は、現在、(株)三春まちづくり公社へ管理業務を委託している。当該施設は経年劣化等によって排水設備や屋外ウッドデッキの一部を設置者である町にて補修しているが、日常的なメンテナンスや軽微な修繕等については同社が管理業務の中で実施している。 ・平成22年度の維持管理業務委託料は400千円。 						
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の目的を、より効果的・効率的に達成するために民間委託継続、指定管理者制度導入についての検証と検討を行う。 【平成22年度～】 ・当該施設の利用の在り方について、現委託先（(株)三春まちづくり公社の本業務への適合性や同社の事業計画と経営状況等を踏まえ、適切な業務推進の確立を図る。 【平成24年度～】 ・民間委託または指定管理者導入の決定。 						
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正管理とともに委託料減額が期待される。 						
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料（指定管理料） 						
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	400千円	400千円	400千円	380千円			

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	民間委託若しくは指定管理導入の検証と検討		民間委託又は指定管理業務導入の決定		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-6-2	実施項目	保育所・幼稚園のあり方				担当課	教育課
現状・課題	<p>町立保育所においては、これまでに0歳児保育や延長保育を実施し、町立幼稚園においても、三年保育や預り保育をするなど、町民のニーズに合った取り組みを進めてきた。</p> <p>しかしながら、保育士・幼稚園教諭の内、約46%が臨時職員である現状は、雇用関係、職員の採用計画にも影響する課題である。</p> <p>また、延長・預り保育や子育て支援センターの充実等、子育て支援施策の充実を望む声も多い。</p>							
実施計画	<p>少子化時代の保育・幼児教育のあり方について、町内の私立幼稚園との連携、公設民営（民設民営を含む）の可能性等を含め、国の幼保一元化に向けた具体策等を見極めながら、関係各課及び委員会による協議（指定管理者制度の活用、民営化の可否、私立幼稚園との連携のあり方などを協議）を経て、町の方向性を決定する。</p> <p>民間活力を導入する場合には、節減した費用を「町次世代育成支援後期行動計画」に掲げる子育て支援施策の充実などの事業へ活用していくこととする。</p>							
効果	<p>雇用形態の改善 子育て支援施策の充実</p>							
成果指標	町の方向性決定（23年5月まで）							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<p>関係課、委員会等における協議を経て、町の方向性を決定。</p>	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 方向性に基づく施設運営 </div>			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-7-1	実施項目	公共施設管理計画による適正な運用（公共施設長期修繕計画）				担当課	財務課 建設課
現状・課題	公共施設に関する情報を一元管理し、効率的な施設管理を実施することを目的として「公共施設保全管理体制の整備方針」を定め、その一環として「公共施設長期修繕計画」の策定に取り組んでいる。 また、施設の老朽化等による機能維持の問題や耐震診断結果を踏まえた長期的な施設の利用見込みを想定し、統廃合も含めた「公共施設長期修繕計画」等の策定が必要となる。							
実施計画	施設の老朽化等による機能維持の問題や耐震診断結果を踏まえた長期的な施設の利用見込みにより、継続して利用していくべき施設については、順次「公共施設長期修繕計画」を策定していく。 また、長期的な施設の利用見込みにより、継続して利用したいと想定される公共施設については、統廃合も含めた対応を検討していく。							
効果	施設の適正かつ計画的な維持管理ができ、長寿命化とトータルコストの縮減が図られる。							
成果指標	公共施設長期修繕計画策定件数 修繕費・維持管理費の削減							
数値目標	平成 2 1 年度決	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	計画策定 1 件 修繕費・維持管理費の削減	計画策定 25 件 修繕費・維持管理費の削減	計画策定 35 件 修繕費・維持管理費の削減	修繕費・維持管理費の削減	修繕費・維持管理費の削減	修繕費・維持管理費の削減		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	公共施設長期修繕計画の策定		公共施設の適正かつ計画的な維持管理		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-7-1	実施項目	公共施設管理計画による適正な運用（生涯学習施設/耐震化）				担当課	生涯学習課
現状・課題	<p>御木沢地区公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度耐震補強、防水工事完了 要田交流館大平荘 ・ 平成22年度耐震改修基本計画策定補助申請事務手続き中 <p>三春交流館まはらの維持修繕費に対応する財源の確保が必要となってくる。 地区交流館についても、何らかの財源を確保する必要がある。（現行条例：使用料は徴収しない。）</p>							
実施計画	<p>要田交流館大平荘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度 耐震改修基本計画策定 ・ 平成22年度補正 耐震改修実施計画策定 ・ 平成23年度 耐震改修工事 <p>修繕費については、町有資産売却収入を積み立てて修繕費に充てるなど、全庁的に考えることとする。</p>							
効果	耐震化がなされることで、安心安全が確保される。							
成果指標								
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修基本計画策定 ・ 耐震改修実施計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事実施 			

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-7-1	実施項目	公共施設管理計画による適正な運用（学校/耐震化）				担当課	教育課
現状・課題	耐震性能が無い学校建築物（IS値0.7未満：B～Cランク）について、平成27年度までに耐震化を実施する。 （H18年度：耐震診断実施済、H21年度：耐震補強基本計画策定済） ・三春小学校校舎4棟=Cランク ・三春小学校屋内運動場1棟=Cランク ・中妻小学校屋内運動場1棟=Bランク ・三春中学校校舎4棟=Cランク 三春小学校校舎・体育館については老朽化が著しいため、耐震補強工事に併せて大規模改修を実施する必要性がある。							
実施計画	中妻小学校（屋内運動場） ・H22年度 設計施工一括発注業務入札 実施設計業務委託 ・H23年度 耐震補強工事 以下の施工を想定しているが、「（仮称）公共施設のあり方検討委員会（H23設置）」において整備の方向性を検討する。 三春小学校（校舎・屋内運動場） ・H24年度 実施設計業務委託 ・H26～27年度 耐震補強工事 大規模改造工事 三春中学校（校舎） ・H25年度 新三春中学校開校により非利用化							
効果	耐震化により児童生徒の安全安心がはかれる。							
成果指標	平成27年度までに耐震化を完了させる。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		（中妻小学校） 設計施工一括発注業務 入札 実施設計業務委託	（中妻小学校） 耐震補強工事		（三春小学校） 耐震補強工事实施設計 業務委託 （三春中学校） 新三春中学校開校によ り非利用化	（三春小学校） 耐震補強工事～H27 大規模改造～H27		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	（中妻小学校） 設計施工一括発注業 務入札 実施設計業務委託	（中妻小学校） 耐震補強工事	（三春小学校） 耐震補強工事实施設 計・施工方法等の検 討	（三春小学校） 耐震補強工事实施設 計業務委託 （三春中学校） 新三春中学校開校に より非利用化	（三春小学校） 耐震補強工事～H27 大規模改造～H27

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	（自己評価）
	（行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価）

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-7-1	実施項目	公共施設管理計画による適正な運用（集会施設）				担当課	財務課
現状・課題	<p>地区集会施設については、地区所有の集会施設と町所有の集会施設があり、町所有の集会施設は町予算により維持管理費の一部が賄われている。</p> <p>地区集会施設としての位置づけは所有者が相違しているに関わらず同様であるため、建設経緯等による上記の現状を考慮しつつも、公平・公正な取扱いを検討する必要がある。</p>							
実施計画	町所有の地区集会施設について、建設経緯や維持管理費の負担状況等を整理し、地元との協議により、適切な維持管理方法を検討する。							
効果	町所有の地区集会施設の適正な維持管理が図られる。							
成果指標	町の統一的な考え方の決定 対応施設数							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	-	町所有の集会施設の建設経緯・維持管理費の負担区分の調査	適切な維持管理方法の検討 地区との協議	適切な維持管理の実施	適切な維持管理の実施	適切な維持管理の実施	適切な維持管理の実施	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	調査	検討・地元協議	適切な維持管理の実施		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	2-7-1	実施項目	公共施設管理計画による適正な運用（中学校跡地利用）				担当課	教育課
現状・課題	・中学校の再編により、4つの中学校が廃校となり、その施設と敷地の有効活用が求められている。							
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に「（仮称）公共施設のあり方検討委員会」を設置し検討する。 ・活用方法について、各まちづくり協会等から意見・要望を募る。更には、民間企業・学校法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人などに情報を提供し、活用希望者を募るなどの検討を図る。 							
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が廃校施設の運営主体となった場合は、地域にとって相応しい有効活用となり地域貢献が図られる。 ・学校施設を活用することで、同規模の建物を建設する場合と比較し費用の節約が図られる。 							
成果指標	・平成25年4月に新三春中学校が開校し、4つの既存中学校が廃校となる頃までに活用方法を取りまとめることにより、施設の早期有効活用を図る。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設のあり方検討委員会」での検討。 ・各まちづくり協会等から意見・要望を募る。 ・廃校施設の情報提供や公募の準備を開始（貸与、譲渡条件等）。 ・民間企業などへの情報提供を開始。 				<ul style="list-style-type: none"> ・施設の転用等の手続き。

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-1-1	実施項目	定員管理適正化計画の推進	担当課	総務課	
現状・課題	平成18年4月に策定した「三春町定員適正化計画」により、平成17年度末で173人であった職員数は、平成21年度末で157人となり、計画に基づく目標を達成している。 一方で、職員数減により一人当たりの業務量が増大し、超過勤務や振替休日が増加傾向にある。また、今後大量退職が見込まれるため、計画的な職員採用が求められる。					
実施計画	平成22年度において、事務事業量に対する適正な職員数を検証し、平成23年～平成27年を計画期間とした新たな「三春町定員適正化計画」を策定する。 また、超過勤務や振替休日の縮減を図る方策を検討し、さらには事務事業の委託等の検討を進め、適正な人事管理に努める。					
効果	組織力の強化と少数精鋭の組織体制が確立される。 また、事務事業の見直しにより、超過勤務等の縮減や組織のスリム化が図られる。					
成果指標	年度計画に基づく職員数（町民1,000人当たりの職員数） 職員超過勤務時間数 職員総人件費の削減					
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	164人(8.94人) 一人当たり月 6.9時間 11,190千円	162人(8.89人) 一人当たり月6時 間 11,190千円	新たな計画に記載する。			→

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	「三春町定員管理適正化計画」の実績検証と新たな計画(H23～H27)の策定。 超過勤務等のあり方と臨時職員業務の見直しを検討する。	計画に基づく定員管理を実施する。			→
		超過勤務等の抑制と臨時職員業務を削減する。			→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-2-1	実施項目	人事評価制度の適正な運用				担当課	総務課
現状・課題	平成19年度に「三春町職員勤務評定実施規程」を制定し、職員の勤務評定と目標管理制度を合わせた人事評価を実施している。 求められる職員像を具体化した勤務評定項目の検討、評価者の評価エラー防止及び人材育成に活かすための評価結果の活用方法等が検討課題となっている。							
実施計画	勤務成績を公平かつ適正に評価できる評定要素や配点の見直しなどを随時行う。 勤務評定の精度を上げるために、外部講師を招いた評価者研修やマニュアル等の整備を行う。 また、勤務評定と目標管理制度をリンクさせることにより、人材育成型の人事評価制度を確立する。							
効果	職員の意欲や能力を引き出すことができる。 職員の能力開発に資することから、組織全体として人材育成が図られる。							
成果指標	評価方法等の見直しを随時行う。 評価者研修を実施する。 勤務評定と目標管理制度をリンクさせた人事評価を実施する。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	評価を2回実施し、うち1回配点を見直した。 評価資料を随時提供した。	前期、後期において評価者の意見集約を行う。 後期に評価者研修を実施する。	随時見直しを行う。 評価者研修実施 マニュアル等の整備を行う。	随時見直しを行う。 評価者研修実施 マニュアル等に基づく実施。	随時見直しを行う。 評価者研修実施 マニュアル等に基づく実施。	随時見直しを行う。 評価者研修実施 マニュアル等に基づく実施。		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	評価者の意見等を集約して、評価方法の見直しを検討する。	評価方法の見直しを随時行う。			▶
	評価者研修を実施する。	目標管理制度とリンクさせた人事評価マニュアル等の整備	マニュアル等に基づく人事評価の実施		▶

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成22年9月29日

分類	3-2-2	実施項目	目標管理制度の適正な運用				担当課	総務課
現状・課題	<p>目標管理制度については、平成19年度の試行に始まり、平成20年度より本格実施に至っている。 3年の実施期間を経て、制度も定着しており、組織目標や個人目標の平準化に取り組んでいる現状にある。 平準化が難しい点は、日々、組織や個人の創意工夫や企画力が大いに発揮できる部門と、ほとんどの業務が通常業務に終始する部門など、部門による業務形態の相違によるものである。 これらを踏まえ、目標についての組織や個人の意識改革が課題である。</p>							
実施計画	<p>目標管理の原理は、課題や改善項目のない職種は存在しないことである。 平成21年度から、組織目標については公表し、単に事務分掌を列記した組織目標から目的意識をもった組織目標への変換と組織目標の平準化を進めており、今後も推進する。 個人目標についても、組織目標に基づく個人目標の形式が確立されれば、おのずと組織目標遂行に向けた個人目標となるはずであり、個人目標の平準化に向かうものと考えられる。 達成基準の設定については、目標の中で、個々の資質が関わる面が大きく、長期的スパンで検討する。</p>							
効果	<p>目標管理制度は、多々の課題を残しながらも定着したものと考えられる。 組織目標と個人目標の一元化が確立されれば、個人目標の達成度が勤務評定と連携可能となり、組織の活性化と職員の職務意識の高揚が図られる。</p>							
成果指標	<p>組織目標の平準化と個人目標との一元化及び勤務評定との連携 達成基準の設定</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	組織目標公表	組織目標公表 組織目標の平準化 検討	組織目標公表 組織目標の平準化 検討	組織目標公表 組織目標の平準化	組織目標公表 組織目標と個人目標との一体化	組織目標公表 達成基準の設定		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	組織目標の公表、組織目標の平準化と個人目標との一元化及び勤務評定との連携				
			達成基準の検討		

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第 4 次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-3-1	実施項目	人材育成機能の強化				担当課	総務課
現状・課題	地方分権の進展に伴い、地方自治体も自己決定・自己責任の行政運営が求められている。当町においても、自主・自立のまちづくりを推進しており、町民の期待に応えられる職員の能力開発と資質向上が必要である。							
実施計画	平成 22 年度が最終年度となる現在の人材育成基本方針を見直し、新たな人材育成基本方針を策定し推進する。 (先進地視察研修の充実、目標管理制度や人事評価制度の適正な運用等)							
効果	職員の能力開発及び資質向上を図ることにより、町民との信頼関係が強化され質の高い行政運営が可能となり、自主・自立のまちづくりを推進することができる。							
成果指標	研修の充実 目標管理及び人事評価の精度向上							
数値目標	平成21年度決算	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	各種研修の実施 目標管理の実施 勤務評定の給与 へ反映	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	研修の充実 目標管理と人事 評価の精度向上	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	現在の人材育成基本 方針見直し及び新方 針の策定	新方針の推進	新方針の推進	新方針の推進	新方針の推進

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-3-2	実施項目	職員研修制度の充実				担当課	総務課
現状・課題	地方分権に対応するため、職員の能力開発と資質向上が求められており、職員研修は有効な手段である。限られた予算と時間の中で、より効率的・効果的な研修を行う必要がある。							
実施計画	毎年度、研修計画を策定し、計画的に研修を行う。 (1)外部研修 ふくしま自治研修センター、市町村アカデミー及び自治大学校等の研修機関への派遣、他市町村等先進事例調査・研究の実施、県との人事交流の実施。 (2)内部研修 OJTの実施、新採用職員研修、文書管理研修、重点事業研修、外部講師を招いた政策形成能力向上研修、職員スキルアップ研修等を実施する。 (3)自己啓発支援 自己啓発に資する研修経費の補助、各種セミナー・講演会等の職員研修への位置づけを行う。							
効果	研修制度を充実することにより、職員の能力開発と資質向上が図られ、質の高い行政サービスにつながる。							
成果指標	外部研修受講者数（延べ人数） 内部研修受講率（出席者数 / 対象者数）							
数値目標	平成21年度決算	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
	48人 31.5%	50人 33%	50人 35%	50人 35%	50人 35%	50人 35%		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	研修規程の見直し 年度計画に基づく研修の実施	年度計画に基づく研修の実施	年度計画に基づく研修の実施	年度計画に基づく研修の実施	年度計画に基づく研修の実施

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-4-1	実施項目	簡素で効率的な組織体制の確立				担当課	総務課
現状・課題	<p>地方分権の進展の中、町の施策・事業が迅速かつ的確に実施できるよう、町はこれまでに、行政組織の見直しを行い、縦割り型の係制を廃止してグループ制を導入し、行政組織力の強化を図り、また、町の主要課題においては、随時、各課等の枠を越えて委員会等を組織し意見の集約を行うなど、連携をしながら対応してきた。職員数減や厳しい財政状況の中、更に柔軟で迅速な意思決定が可能な簡素で効率的な組織の確立が求められている。</p>							
実施計画	<p>事務事業の見直しを行い、民間委託や指定管理者制度等が適している事業については移行を推進する。適正な定員管理に基づく人材確保及び人材育成により組織力の強化を図り、町民目線に立った町民に分かりやすい組織作りを行う。</p>							
効果	<p>事務事業の見直しや民間委託等により、事務事業のコスト縮減や人材育成による組織力の強化が図られることにより少数精鋭の組織体制となり、組織のスリム化が図られることにより迅速な意思決定が図られる。</p>							
成果指標	<p>適正な職員数による柔軟かつ迅速な意思決定が可能な組織の形成</p>							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し、民間委託（指定管理者制度を含む）等が適した事務事業の検討 ・時代に即した行政組織体制の見直し（課・グループ等の再編等） 				→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)

第4次三春町行財政改革大綱 実施計画書

作成日 平成 22 年 9 月 30 日

分類	3-4-2	実施項目	職員提案制度の充実				担当課	総務課
現状・課題	職員提案制度については、昭和37年度からあったが、平成22年度より従来の事務改善提案から町政運営全般に関する提案に拡充され、受理した提案に対しては審査委員会で審査の上、採用提案者を褒賞する等、内容が改正されたが、現時点での職員からの提案はない。							
実施計画	<p>「三春町職員の提案制度に関する規程」に基づき実施。</p> <p>提案の種類 行政施策又は行政運営に関するもの 町民サービスの向上に役立つもの 経費の節減又は収入の増加に関するもの 事務及び作業能率に関するもの 執務環境の改善に役立つもの その他行政全般において効果が期待できるもの</p> <p>提案の時期 随時 特定の事項について期間を定めて募集</p> <p>提案制度の流れ 提案提出(随時・募集) 受理・不受理決定 提案審査委員会審査 採用・不採用 採用へは褒賞</p>							
効果	職員の積極的な提案を奨励することや特定事項について広く職員に提案を募集することにより、職員の政策形成能力の向上が図られる。また、職員の行政意識や職務意識の向上が図られることにより、事務の効率化や住民サービスに資する。							
成果指標	職員提案が増加し、採用提案の実現件数が増加すること。							
数値目標	平成21年度決算	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	提案件数0件	提案件数 職員数の約10%	提案件数 職員数の約10%	提案件数 職員数の約10%	提案件数 職員数の約10%	提案件数 職員数の約10%	提案件数 職員数の約10%	

年度	H22	H23	H24	H25	H26
スケジュール	実施計画に基づき実施。 ・随時、職員の自己啓発研修や現地研修の支援を行い改革・改善の意識の機会を設ける。 ・職員提案拡充初年度であり、管理職に事例を提示してもらう。	実施計画に基づき実施。 ・随時、職員の自己啓発研修や現地研修の支援を行い改革・改善の意識の機会を設ける。 ・提案のテーマや募集期間の設定の検討を行う。			→

検証・評価の状況

達成状況	
効果	
評価	(自己評価)
	(行財政改革職員委員会・町振興対策審議会評価)